

第2次ちば文化振興計画  
(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月

## 目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	
2 計画の性格	
3 計画の期間	
4 計画の対象とする文化芸術の範囲	
第2章 千葉県の文化芸術を取り巻く現状と課題	5
1 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化	
2 本県における状況	
第3章 施策の方向性	14
1 基本目標	
2 取り組むべき課題	
第4章 施策の体系	16
1 文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり	
県民の自主的な文化芸術活動の促進	
様々な場における文化芸術にふれ親しむ機会の提供	
子どもたちの文化芸術活動の充実	
高齢者・障害者等の文化芸術活動の充実	
2 地域文化の保存・継承・活用による地域づくり	
伝統文化にふれる機会の提供	
伝統文化の保存・継承、担い手の育成	
文化財の保存整備の支援	
文化的景観等の保全・活用	
文化資源の活用と地域の活性化	
3 ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出	
多様な文化の発展	
「ちば文化」の魅力の発掘と情報の収集・提供	
「ちば文化」の魅力を発信する文化事業の充実	
4 総合的な推進のための支援・連携体制の構築	
「ちば文化」を担うひとづくりの推進	
文化のネットワークの構築	
多様な支援体制の構築	
文化発信拠点としての文化施設等の機能の充実	
5 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたちばの文化力向上	
新しい文化と古くからの文化が織りなす「ちば文化」の世界への発信	
障害者、高齢者、青少年、外国人等、国内外のあらゆる人々が参加・交流できる機会の創出	
観光等様々な分野との連携による文化資源の活用	
文化プログラム関連イベントの実施により得られた文化資源の活用	
第5章 推進体制・進行管理	31
1 関係機関等との連携	
2 計画の進捗状況の評価等	
資料集	33
参考	71

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

千葉県では、平成24年3月、文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）に定められた地方公共団体の責務に関する規定、「基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第4条）の趣旨に沿うものとして、「県総合計画」を踏まえ、中長期的な視点に立ち、本県の文化芸術分野における基本目標や施策の方向性等を定めた「ちば文化振興計画」（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画の下、国や市町村をはじめ、文化芸術団体、学校、文化施設等と連携・協力して、本県の文化振興を図ってまいりました。

この間、少子高齢化や東日本大震災からの復興、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行や「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」（以下「東京2020大会」という。）の開催決定など、文化芸術を取り巻く状況には様々な変化がありました。

また、本県では、文化芸術団体の後継者不足の問題や子どもたちが文化芸術に親しむ機会や地域の文化に関わる情報の提供などが不十分であるなどの課題が見えてきました。

これらの変化や課題に対応し、基本目標に掲げる「ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティーの醸成でつくる心豊かな県民生活と活力ある千葉県」の実現に向けて、県民をはじめ、県や市町村、文化芸術団体、企業等が連携・協力し、今後さらに総合的かつ効果的な文化振興施策の推進を図るため、「第2次ちば文化振興計画」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

### 2 計画の性格

本計画は、前計画の基本的な考え方を継承しながら、国の「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」並びに「県総合計画」を踏まえ、文化振興のために県として取り組むべき方向性等を定めるものです。

### 3 計画の期間

平成28年度から平成32年度の5年間を計画期間とします。

### 4 計画の対象とする文化芸術の範囲

本計画では、文化芸術振興基本法に準じ、次の文化芸術を対象とします。

- ・芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（メディア芸術を除く。））
- ・メディア芸術（映画、漫画、アニメーション、コンピューターその他の電子機器等を利用した芸術）
- ・伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能）
- ・芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。））
- ・生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化）

- ・ 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）
- ・ 出版物等（出版物及びレコード等）
- ・ 文化財等（有形及び無形の文化財並びにその保存技術）
- ・ 郷土芸能（地域固有の伝統芸能及び民俗芸能）

なお、本計画における「伝統文化」は、「伝統芸能」、「生活文化及び国民娯楽のうち伝統的なもの」、「文化財等」、「郷土芸能」とします。

## 第2章 千葉県の文化芸術を取り巻く現状と課題

### 1 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

地域社会においては、少子高齢化、核家族化、単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退や文化芸術の担い手不足が課題となっています。

一方、東日本大震災を契機に、文化芸術が心の支えとなり、また地域コミュニティ再生のきっかけとなったことで、文化芸術の果たす役割の重要性が再認識されました。

そして今、文化芸術は地域の文化資源として、県民の千葉アイデンティティを醸成するとともに、観光振興や地域活性化に活用し、文化芸術を起爆剤とする地方創生の実現を図ることが期待されています。

また、国の文化施策の動向として次のようなものが挙げられます。

#### (1) 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成24年6月に施行された「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」は、劇場、音楽堂等の活性化を通じて、実演芸術の振興を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的に制定されました。この法律の施行により、文化発信拠点としての文化施設の機能の一層の充実が求められるとともに、地方公共団体の役割として、地域の特性に応じた施策の策定や劇場等の積極的な活用に取り組むことが明確化されました。

#### (2) 文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)

平成27年5月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」には、我が国が目指す文化芸術立国の姿として、あらゆる人々が様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会の提供や、東京2020大会を契機とする文化プログラムの全国展開などが示され、文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子どもや若者を対象とした文化芸術振興施策の充実や、文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用などの重点戦略が盛り込まれました。

#### (3) 文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想

オリンピック憲章において、スポーツと文化の融合がうたわれていることから、近年のオリンピックでは、「スポーツと文化の祭典」として、「文化プログラム」が実施され、その規模・質は長期化・大規模化しています。

平成27年7月に発表された「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想」では、東京2020大会において、国は史上最大規模の文化プログラムを実施することとしており、東京2020大会を契機とした文化芸術立国の実現に向けた基本構想が示されました。

## 2 本県における状況

### (1) 前計画における取組及び課題

前計画では、「ちば文化」に親しむ環境をつくり、「ちば文化」を創造し発展させることのできる体制を構築し、「ちば文化」を地域活性化に生かすために、以下の5つの施策の方向(柱)のもと、様々な施策の展開や取組を行い、その進捗状況は、「県総合計画」の政策評価制度により評価し、公表を行ってきました。また、県民の文化芸術活動の状況については、「県政に関する世論調査」などを通して、意識調査を行いました。

#### 前計画の5つの施策の柱

- 1 文化芸術活動を支えるための仕組みづくり
- 2 文化にふれ親しむ環境づくり
- 3 文化資源を活用した地域の活性化
- 4 伝統文化の保存・継承
- 5 「ちば文化」の魅力発信

#### 前計画の指標

前計画で掲げた指標は、次のとおりの結果となっています。

指標	現状 (平成22年度)	平成27年度 (上段:目標) (下段:結果)
芸術や文化に親しむ機会に満足している 県民の割合	23.1%	28.0% 24.2%

平成22年度以降、芸術や文化に親しむ機会に満足している県民の割合は、23%前後でほぼ横ばいとなっています。

本指標は、世論調査の結果ではありませんが、同調査の回答のうち「どちらともいえない」「わからない」割合は例年50%を超えています。このことは、明確な判断がしづらい質問と受け止められている可能性があると思われます。

5つの施策の柱での取組と成果は次のとおりです。

## 【1 文化芸術活動を支えるための仕組みづくり】

県民の自主的な文化芸術活動を促進するため、文化芸術団体との共催による千葉・県民芸術祭などを開催し、県民自らが主体的に文化芸術活動ができるような機会づくりや情報提供に取り組んできました。

指標名	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
「千葉・県民芸術祭」参加 人数	70,347 人	74,357 人	72,761 人	42,705 人	39,402 人
芸術文化団体加盟者数	127,915 人	113,100 人	116,280 人	117,269 人	115,517 人

県立美術館の改修工事に伴う休館による会場規模の縮小等の影響で、平成25・26年度の参加者数は例年より減少しています。

千葉県芸術文化団体協議会に加盟する団体の総加盟者数。

「千葉・県民芸術祭」の参加者数は概ね横ばいですが、県民の文化芸術活動の動向を計るには、もっと県民に身近である市町村で実施する文化祭の状況等も視野に入れ、広く県民が文化芸術に接する機会を充実させていくことが必要です。

また、「千葉・県民芸術祭」に参加する文化芸術団体では、平均年齢が60歳以上の団体が平成22年度は39%だったのに対し、平成27年度は59%となり、高齢化が課題となっています。今後、さらに高齢化や会員数の減少が予想されることから、対応が求められます。

一方、県内各地で若い世代の多様な創造活動が発信されており、既存の文化芸術の分野に縛られない文化芸術活動が活発になっています。多様化する文化芸術活動に対して、分野にとらわれず、活動をサポートする仕組みなど、多様な創造活動をいかに地域に引き込むかを検討していくことも、「ちば文化」の推進に必要となります。

このように、文化芸術活動を支える仕組みも多様化することから、関係団体や国・市町村などとの一層の連携を強化し、文化芸術活動を支えていく体制づくりが必要です。

また、文化振興のための体制の整備として、多様な創造活動に対応できるような文化施設の機能充実が必要となってきます。

---

**千葉・県民芸術祭**：文化芸術団体と県との共催で、毎年秋を中心に、音楽・舞踊・演劇などの舞台公演、写真・美術などの展覧会、文芸大会など約30行事を実施しています。

**千葉県芸術文化団体協議会**：昭和45年、県下の芸術文化団体相互の理解を深めるとともに、県の芸術文化の振興に期することを目的に設置された団体で、県域芸術文化団体と市町村文化団体で構成されています。

## 【2 文化にふれ親しむ環境づくり】

多くの県民が、優れた文化芸術を鑑賞できる機会を充実させるため、芸術家や文化芸術団体と連携して、県立文化施設において質の高い演奏会や展覧会等を実施しました。

指標名	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
県立文化会館の入場者数	736,404 人	788,974 人	779,990 人	840,078 人	839,938 人
美術館・博物館入場者数	970,702 人	1,108,833 人	1,069,164 人	892,704 人	909,876 人
「学校における芸術鑑賞事業」「県民芸術劇場公演事業」の開催件数	92件	92件	92件	91件	92件

県立美術館の改修工事に伴う休館の影響で、平成 25・26 年度の入場者数は例年より減少しています。

県立文化会館の入場者数は、平成 22 年度が約 74 万人であったのに対して、平成 26 年度は 84 万人と増加傾向です。県立美術館・博物館の入場者は、平成 25・26 年度は県立美術館の改修工事による休館期間があり、90 万人前後でしたが、それ以外の期間の年間入場者数は 100 万人程度と概ね横ばいとなっています。県内には、市町村立や私立の文化施設も多数あり、それら各文化施設との連携を図りながら文化芸術振興を図っていく必要があります。

文化事業としては、「学校における芸術鑑賞事業」、「県民芸術劇場公演事業」の開催により質の高い文化にふれる機会を県民に提供しました。年間 100 回近い公演を開催することにより、県民、児童生徒にオーケストラの生の演奏に触れる機会を提供することができました。

今後も、広く県民に文化にふれ親しむ機会を提供するためにも、継続して演奏会や展覧会等の実施が必要です。

**学校における芸術鑑賞事業：**県唯一のプロオーケストラであるニューフィルハーモニーオーケストラ千葉により、小・中・高等学校及び特別支援学校での音楽鑑賞教室を実施しています。

**県民芸術劇場：**市町村等と県との共催で、県内各地でニューフィルハーモニーオーケストラ千葉によるコンサートを開催しています。

### 【3 文化資源を活用した地域の活性化】

歴史的建造物・史跡や、祭り・郷土食等の文化資源の魅力をより多くの人々に知ってもらい、地域の文化資源をまちづくりや観光振興に活用するための取組として、文化資源に関する情報発信や、「文化財探検隊事業」、「文化資源活用啓発事業」などを実施しました。

指標名	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
「ちばの文化資源情報」の 提供件数			3,483 件	3,486 件	3,694 件
文化財探検隊の実施回数	3回	3回	3回	3回	2回

県内の文化資源の情報に関して、県ホームページにおいて「ちば文化交流ボックス」のサイトの中で、文化遺産や民話など「ちばの文化資源情報」を発信していますが、より多くの情報を発信するため、よりきめ細かい情報収集及び提供を継続して行う必要があります。

「文化財探検隊事業」では、参加希望者が多く、地域の文化財に対する関心を持つ人が増え、文化財保護の意識が広がっています。また、地域の文化資源をまちづくりや観光振興に活用するための取組として実施した「文化資源活用啓発事業」では、地域の伝統芸能や歴史的遺産のほか、食や遊びに関する文化資源の紹介も行い、地域の文化資源の魅力を再認識する機会を提供しました。

歴史的建造物・史跡や、祭り・郷土食等の文化資源を保存・継承するとともに、活用に関する情報発信や県内外の地域間交流を通じて、ちばの文化資源をまちづくりや観光振興に活用し、地域の活性化につなげる取組は引き続き必要です。

---

**ちば文化交流ボックス**：県民の多様な文化的ニーズに応え、幅広い文化情報の提供するため、県ホームページにおいて「ちば文化交流ボックス」を開設しています。

**文化財探検隊**：文化財をとおして郷土の自然と歴史、文化等に関して理解を深め、文化財保護の大切さを知るため、県内の文化財をめぐる見学会を実施しています。

#### 【 4 伝統文化の保存・継承】

県内各地に伝えられてきた郷土芸能や伝統技術、我が国が世界に誇る伝統芸能等の伝統文化は、私たちの貴重な財産です。伝統芸能を体験したり、郷土芸能や伝統技術を公開する機会を設け、普及と担い手育成に努めました。

指標名	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
伝統芸能継承者育成事業の参加者数	497人	1,010人	280人	273人	118人
美術館・博物館における伝統文化体験事業の参加者数			1,370人	1,811人	1,888人
房総の郷土芸能の参加者数			819人	782人	939人

将来の千葉県を担う子どもたちに対し、伝統文化にふれる機会を提供し、将来に向けての保存・継承を図るため、「伝統芸能継承者育成事業」などを実施しました。参加体験と芸術鑑賞とを併せて行うことで、伝統文化をより親しみやすくし、理解を深める機会を提供することができました。

また、県立美術館・博物館では、県民に対し、伝統文化への関心を促し継承するために、実際にふれたり製作するなどの体験事業を実施しました。体験事業を行うことで、より関心が高まることから、引き続き内容を工夫しながら実施することが求められています。

毎年、実施している「房総の郷土芸能」では、地域の郷土芸能を広く公開することで、地域の民俗芸能についての理解を深める機会の提供とともに、参加団体における文化財の保存継承の意欲向上に貢献したと考えられます。

県民の財産である伝統文化を保存・継承していくため、伝統文化にふれる機会を提供するとともに、担い手を育成し、次世代へ継承していくことが必要です。

**伝統芸能継承者育成事業**：小・中・高校生を対象に、伝統文化の参加体験と参加者による成果発表とを併せて行う事業に対して助成します。

**房総の郷土芸能**：県内各地区を持ち回りで、各地に伝承されている獅子舞や神楽等の民俗芸能を公開します。

## 【5 「ちば文化」の魅力発信】

県内各地の様々な文化情報や県民の文化的ニーズを把握して積極的に情報提供を行いました。また、県民の千葉県に対する愛着や誇りをはぐくみ、県民のアイデンティティを醸成していく機会となる「県民の日」事業等を通じて、国内外に「ちば文化」の魅力を発信しました。

指標名	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
県民の日賛同行事の実施件数	314件	311件	310件	327件	337件
県民の日地域行事の実施件数		11件	11件	11件	11件
「ちば文化交流ボックス」へのアクセス件数	219,827件	64,141件	160,287件	194,348件	380,407件
デジタルミュージアムへのアクセス件数			37,349件	37,265件	41,620件
ふさの国文化財ナビゲーションシステムへのアクセス件数			14,749件	17,331件	20,500件

「県民の日」を記念して、より多くの県民が千葉の魅力を再発見し、ふるさと千葉への愛着を深めることができるよう、6月15日の「県民の日」を中心に、県、市町村及び各種団体等において県民参加型のイベントや施設の無料開放等を実施し、広く「ちば文化」の魅力を発信しました。

また、県の文化情報を発信する県ホームページ「ちば文化交流ボックス」や「デジタルミュージアム」、「ふさの国文化財ナビゲーションシステム」では、掲載する文化情報を順次、最新の情報に更新し、県民が必要な情報にアクセスしやすい環境を整えたことからアクセス件数が増加しました。

さらなる情報収集・提供に取り組むとともに、文化事業の実施などを通して、千葉の魅力を発信し続けていくことがより一層求められています。

「県民の日」事業：県民の日を記念して、6月15日を中心に様々なイベントや県内施設などの割引や無料開放を実施しています。

デジタルミュージアム：県立博物館が所蔵する資料をホームページで公開します。

ふさの国文化財ナビゲーションシステム：国・県指定文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地の地理情報をインターネット上で公開します。

## (2) 県民の意識調査の結果

県民や文化芸術団体等を対象とした調査の結果は、次のとおりでした。

### 県民を対象とした調査「平成26年度第49回『県政に関する世論調査』」

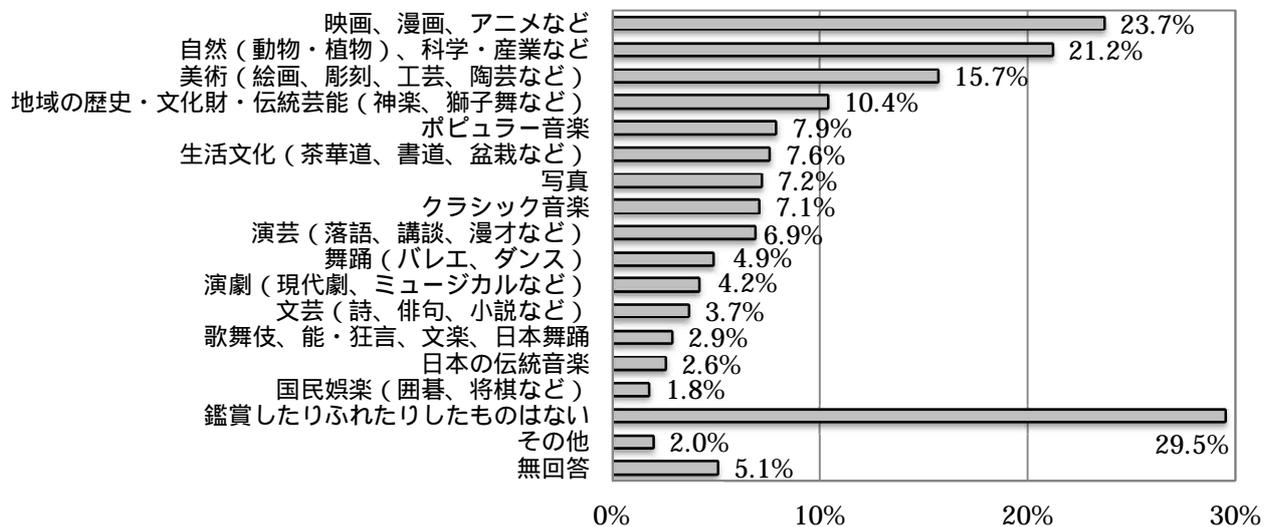
#### この1年間に県内でふれた文化芸術

1年間に県内でふれた文化芸術として、「映画、漫画、アニメなど」(23.7%)が2割台半ばで最も多く、以下、「自然(動物・植物)、科学・産業など」(21.2%)、「美術(絵画、彫刻、工芸、陶芸など)」(15.7%)が続いています。

一方、「鑑賞したりふれたりしたものはなし」人も全体の約3割を占めています。

この1年間に芸術文化にふれた人の割合は、全体から「鑑賞したりふれたりしたものはなし」(29.5%)と無回答(5.1%)を差し引いた65.4%となります。

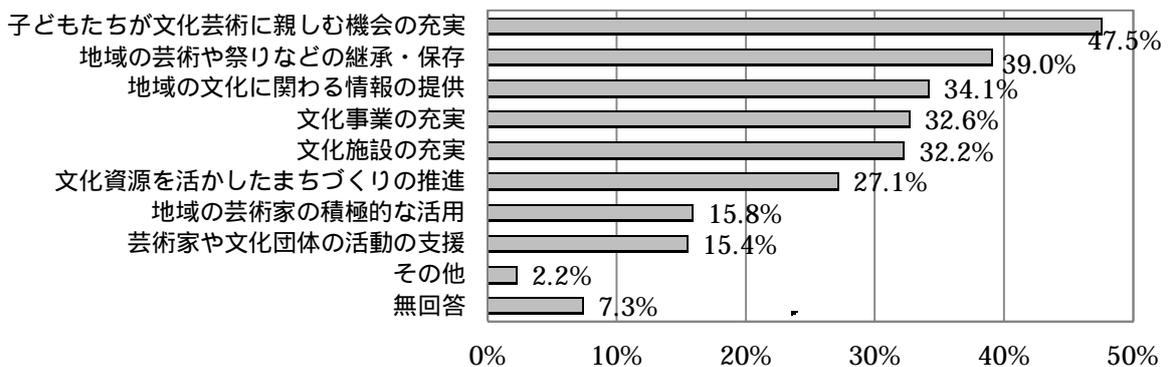
この1年間に県内でふれた文化芸術



#### 地域の文化的環境に必要なこと

地域の文化的環境を満足できるものとするために必要なこととして、「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」(47.5%)が約5割と最も多くあげられ、以下、「地域の芸術や祭りなどの継承・保存」(39.0%)、「地域の文化に関わる情報の提供」(34.1%)となっています。

地域の文化的環境に必要なこと



## 文化芸術団体等を対象とした調査「平成27年度『文化芸術活動に関する調査』」

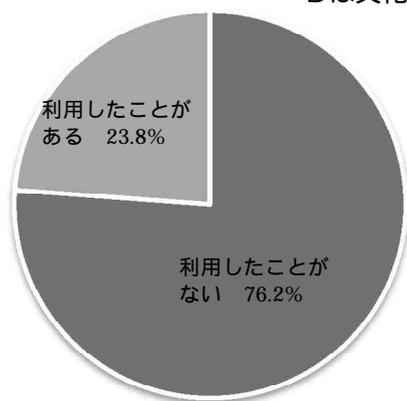
### 県ホームページ「ちば文化交流ボックス」の利用

地域の文化情報を提供・発信している県ホームページ「ちば文化交流ボックス」について、県域芸術文化団体に「利用したことがあるか」をたずねたところ、「利用したことがない」(76.2%)が約3/4を占めました。

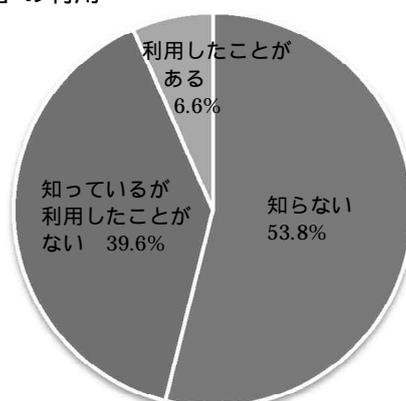
また、文化芸術活動を行うNPO法人からの回答では、同サイトを「知らない」(53.8%)が半数以上を占め、「利用したことがある」(6.6%)は1割弱でした。

より広く情報を発信するために、同サイトをはじめ、県ホームページや県刊行物等の様々な広報媒体を活用していく必要があります。

「ちば文化交流ボックス」の利用



(県域芸術文化団体の回答)



(文化芸術活動を行うNPO法人の回答)

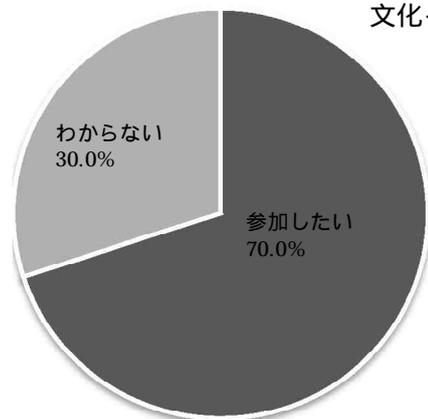
### 東京2020大会の文化イベントへの参加

東京2020大会の文化イベントへの参加についてたずねたところ、県域芸術文化団体からの回答は、「参加したい」(70%)、「わからない」(30%)でした。

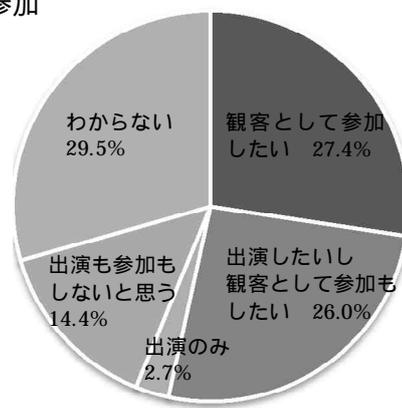
また、文化芸術活動を行うNPO法人からの回答では、「観客として参加したい」(27.4%)、「出演したいし、観客として参加もしたい」(26.0%)、「出演のみ」(2.7%)の合計が全体の半数以上を占めました。

東京2020大会の文化イベントを実施するにあたり、あらゆる人々が観客として、また文化の担い手として参加・交流できるような機会の創出が求められています。

文化イベントへの参加



(県域芸術文化団体の回答)



(文化芸術活動を行うNPO法人の回答)

### 第3章 施策の方向性

#### 1 基本目標

本計画は、前計画の基本的な考え方を継承し、基本目標を次のとおりとします。

**ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティーの醸成で  
つくる心豊かな県民生活と活力ある千葉県**

文化芸術は、人々がゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していくうえで、欠かせないものであるとともに、個人としての、また様々な団体や組織、社会の一員としての、誇りやアイデンティティーを醸成する、心の拠り所となるものです。

また、文化芸術は、教育、福祉、まちづくり、観光・産業など、社会の様々な分野とかがわりのある活動であり、地域社会を持続的に発展させ、県民の活力を高めていくものでもあります。

本計画では、文化芸術活動の振興はもとより、文化芸術と社会の様々な分野とのかかわりによる波及効果を重視し、文化芸術を生かしたまちづくりや観光・産業等様々な分野での文化芸術の活用を推進します。そして、東京2020大会を文化振興施策の一層の推進の契機とし、様々な取り組みを通して、心豊かに暮らすことができ、活力ある地域社会をつくり、「暮らし満足度日本一」を感じ、誇れる千葉を実現します。

指標	現状 (平成26年度)	目標 (平成32年度)
この1年間に 文化芸術にふれた県民の割合	65.4%	70.0%

## 2 取り組むべき課題

前計画での取組や文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、今後さらに総合的かつ効果的な文化振興施策の推進を図るため、本計画で取り組むべき課題を整理すると、下図のようになります。

### 社会的背景

- 少子高齢化による地域コミュニティの衰退と担い手不足 など
- 子どもが文化芸術に親しむ機会の充実や、地域の芸術や祭りの継承・保存が求められている
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化振興と地域活性化への期待

### <文化芸術を取り巻く現状と課題>

だれもが等しく文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができるような機会の提供が必要である

特に、子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実が求められている

少子高齢化により、地域の芸術や祭りなどの担い手不足から、後継者育成は急務である

地域独自の文化芸術や歴史を活かしたまちづくりが求められている

若い世代の多様な創造活動が発信されており、いかに地域に引き込むかが課題となっている

地域文化・文化芸術に関する情報提供がより一層求められている

関係機関の一層の連携、さらに観光や産業等の幅広い分野との連携が必要である

文化施設の機能充実が必要である

文化資源を活用して地方創生の実現を図る

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムの実施により、文化振興と地域活性化を図る

### <取り組むべき課題を踏まえた次期計画の柱と施策・取組>

#### 1. 文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり

あらゆる人々が文化芸術を享受するために、文化芸術にふれ親しむ機会の提供などを行います。

- 様々な場での環境機会の提供
- 学校教育における文化芸術活動の充実 など

#### 2. 地域文化の保存・継承・活用による地域づくり

地域の伝統文化が次世代へ継承されるとともに、地域活性化につながるよう側面支援を行います。

- 担い手の育成
- 文化芸術を活用したまちづくり
- 日本遺産認定への取組 など

#### 3. ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出

多様な「ちば文化」の魅力を引き出し、発信します。

- 新たな創造活動の情報発信
- 県内外の文化施設による共同事業・広報協力 など

#### 4. 総合的な推進のための支援・連携体制の構築

関係機関や幅広い分野との連携の強化を図ります。

- 観光等の幅広い分野との連携
- 文化施設の機能の充実 など

#### 5. 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたちばの文化力向上

文化プログラム関連イベントの実施を文化振興と地域活性化につなげます。

- あらゆる人々が参加・出演できる文化事業の実施
- 多様な分野との連携による文化資源の活用 など

## 第4章 施策の体系

本計画では、基本目標を実現するため、前計画での5つの施策の柱を、「文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり」「地域文化の保存・継承・活用による地域づくり」「ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出」「総合的な推進のための支援・連携体制の構築」の4つに整理し、新たに「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたちばの文化力向上」を加えた5つの施策の柱とします。

基本目標	施策の柱	施策の展開
ちば文化の創造と千葉県民のアイデンティティの醸成でつくる心豊かな県民生活と活力ある千葉県	1 文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり ～あらゆる人々が文化芸術を享受するために～	県民の自主的な文化芸術活動の促進
		様々な場における文化芸術にふれ親しむ機会の提供
		子どもたちの文化芸術活動の充実
		高齢者・障害者等の文化芸術活動の充実
	2 地域文化の保存・継承・活用による地域づくり ～あらゆる地域で地域文化が息づくために～	伝統文化にふれる機会の提供
		伝統文化の保存・継承、担い手の育成
		文化財の保存整備の支援
		文化的景観等の保全・活用
		文化資源の活用と地域の活性化
	3 ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出 ～多様な「ちば文化」の魅力を引き出し、発信するために～	多様な文化の発展
		「ちば文化」の魅力の発掘と情報の収集・提供
		「ちば文化」の魅力を発信する文化事業の充実
	4 総合的な推進のための支援・連携体制の構築 ～「ちば文化」を支えるひとを育て、つなぐために～	「ちば文化」を担うひとづくりの推進
		文化のネットワークの構築
		多様な支援体制の構築
文化発信拠点としての文化施設等の機能の充実		
5 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたちばの文化力向上 ～更なる発展に向けて～	新しい文化と古くからの文化が織りなす「ちば文化」の世界への発信	
	障害者、高齢者、青少年、外国人等、国内外のあらゆる人々が参加・交流できる機会の創出	
	観光等様々な分野との連携による文化資源の活用	
	文化プログラム関連イベントの実施により得られた資源の活用	

## 1 文化芸術を鑑賞・参加・創造する環境づくり ～あらゆる人々が文化芸術を享受するために～

文化芸術活動の機会を提供し、文化芸術活動の裾野を広げることで、文化芸術の創造活動が盛んになることが期待されます。そして、活動が継続され、発展していくことで、その活動が地域の文化資源となり、宝となります。

文化芸術活動を行う人々の自主性や創造性が十分尊重されるとともに、いつでもどこでもだれでも等しく文化芸術にふれ親しみ、鑑賞し、参加し、創造することができるよう、様々な機会を提供していきます。

特に、子どもたちや高齢者及び障害者等が、文化芸術にふれ親しむことができるような機会の充実を図っていきます。

### < 施策の展開と主な取組 >

#### 県民の自主的な文化芸術活動の促進

県は、県民自らが主体的に文化芸術活動に取り組めるように、「千葉・県民芸術祭」など、文化芸術団体が行う事業に、県民の一層の参加を促すとともに、文化施設を、県民による自主的な文化芸術活動の場として活用していきます。

また、こうした文化芸術活動に関連する情報を、県ホームページなどを通じて提供します。

#### 県民が文化芸術活動に参加できる場づくり

県と文化芸術団体との共催で開催する「千葉・県民芸術祭」、文化施設が開催する催しものなど、県民が文化芸術活動に積極的に参加できる場をつくります。

#### 文化施設における県民参加型事業の推進

県民による文化芸術の活性化や文化芸術活動のすそ野拡大のため、文化施設を発表や練習、講座やワークショップ、展覧会等、文化芸術活動の場として活用していきます。

#### 文化芸術活動に関する情報の収集・提供

市町村や文化芸術団体等と連携して県内各地の文化芸術活動の情報を収集し、県ホームページ「ちば文化交流ボックス」や県広報紙「ちば県民だより」など、様々な媒体を利用して、県民が参加できる各地の文化芸術活動や行事などを紹介します。

#### 様々な場における文化芸術にふれ親しむ機会の提供

多くの県民が優れた文化芸術を鑑賞できる機会を充実させるため、芸術家や文化芸術団体と連携して、文化施設において質の高い演奏会や展覧会等を実施します。

また、文化芸術にふれ親しむ機会を広げるため、文化施設以外の様々な場でも気軽に文化芸術にふれ親しむことができるような機会の提供を図るとともに、県ホームページなどで文化芸術に関する情報提供を行います。

さらに、様々な場面を通じ、県民・子どもたちが優れた出版物にふれ親しむ機会を提供します。

## 文化施設における質の高い公演や展覧会等の充実

文化会館等での国内外の著名なアーティストによる公演やニューフィルハーモニーオーケストラ千葉が出演する「県民芸術劇場公演」、美術館や博物館での魅力ある展覧会などの催しを行います。

## 文化施設以外での公演等の鑑賞の機会の提供

様々な場において文化芸術にふれ親しむことができるよう、市町村や文化芸術団体等と連携を図りながら、文化施設に限らず、公演や展覧会などの機会を提供します。

## 公演や展覧会等に関する情報提供

公演や展覧会等の情報を、県ホームページなどの媒体を活用して提供します。

## 「読書県『ちば』」の推進

図書館や学校等における読書環境を整備し、読書に親しむ機会の充実に努めます。

## 子どもたちの文化芸術活動の充実

次代を担う子どもや若者に対し、優れた芸術作品や郷土芸能など、多彩な文化芸術にふれ親しむ機会を提供することによって、豊かな心と感受性をはぐくむとともに、文化芸術に対する興味や関心を育てます。

小・中学校をはじめとする学校教育の場で、多彩な文化芸術にふれる機会の充実に努めるため、音楽鑑賞教室やワークショップなど、質の高い文化芸術にふれる機会を提供するとともに、専門家による指導を受ける機会を設けて、知識や技術の向上を図ります。

また、「読書県『ちば』」としての機運を高めていくため、学校等における読書活動を推進します。

## 子どもたちが文化芸術にふれ親しむ機会の提供

子どもたちに対し、その発達段階に応じて、文化芸術団体や文化施設と連携しながら、優れた芸術の鑑賞機会を提供し、感性や創造性をはぐくみます。

## 学校教育における文化芸術活動の充実

芸術科目や専門高校に設置されているデザイン系の科目等に係る授業を通じ、子どもたちに文化芸術についての知識・技能を培います。

ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉を活用した学校での音楽鑑賞教室、美術館による実技講座・ワークショップ等、文化芸術団体による伝統芸能体験事業などを通じて、文化芸術の鑑賞や体験演奏などの表現方法の指導を、学校の授業や行事の中で行います。

学校の部活動等では、児童生徒による文化活動が盛んに行われています。その活動の向上発展を図るため、芸術家や文化芸術団体等と協力して児童・生徒が指導を受ける機会を設けるとともに、高等学校総合文化祭の支援等を行います。

また、学校図書館の蔵書を充実するなど、学校での読書活動を一層進めていきます。

## 発掘で出土した文化財の学校等と連携した活用

出土した文化財を用いた学習キットを作成し、小学校に配付します。

## 子どもたちの文化芸術活動への支援

広く子どもたちが文化芸術にふれ親しむ機会を提供するとともに、国内外で活躍して

いる千葉県少年少女オーケストラの活動を支援するなど、文化芸術活動に取り組む子どもたちの中から次代を担い、世界で活躍する芸術家が育つような環境づくりに取り組みます。

### 高齢者・障害者等の文化芸術活動の充実

高齢者や障害者、子育て中の保護者等が文化芸術に親しみ、自ら文化芸術活動を楽しめるよう、福祉分野等との連携を図りながら、文化芸術の鑑賞機会の充実や発表の場の提供、講座やワークショップなど文化芸術活動に積極的に参加できる場づくりに努めます。

#### 高齢者や障害者等を対象とした文化事業の実施

文化芸術団体によるアウトリーチ活動など、高齢者や障害者等が文化芸術にふれる機会の充実を図るとともに、自ら参加したり、創造する場づくりに努めます。

#### 障害の有無にかかわらず文化芸術活動に参加できる場づくり

県民自らが障害の有無にかかわらず主体的に文化活動ができるよう、文化施設等と連携し、機会の提供を図ります。

### <成果指標>

目標項目	現状 (平成 22 年度)	目標 (平成 32 年度)
文化会館・美術館・博物館の入館者数	約 330 万人	増加を目指す
学校における文化芸術活動の取組事例	学校における取組事例を収集・公表します。(定性)	

## 2 地域文化の保存・継承・活用による地域づくり

～あらゆる地域で地域文化が息づくために～

郷土芸能や伝統技術、衣食住に係る文化をはじめ地域の生活に根差した伝統文化は、私たち県民の誇るべき宝です。伝統文化にふれることで、郷土への愛着をはぐくみ、アイデンティティーが醸成されます。

しかしながら、少子高齢化による担い手不足から、存続が懸念されているものもあり、後継者育成は急務となっています。

伝統文化にふれる機会を提供するとともに、担い手を育成し、次世代へ継承していくことが必要とされています。

そして、保存・継承を進めるとともに、ちばの文化資源を活用し、地域の活性化につなげていきます。

### < 施策の展開と主な取組 >

#### 伝統文化にふれる機会の提供

県民の伝統文化への関心を促すため、伝統文化にふれる取り組みを推進します。

また、衣食住に係る文化をはじめ地域の生活に根ざした「くらしの文化」の調査や再現等を行い、まちづくりや観光にも活用するほか、体験型博物館等を活用して紹介します。

#### 郷土芸能の公開の促進

県内各地に伝わる芸能が一堂に会する「房総の郷土芸能」等を開催し、広く紹介・公開する機会を設けます。

#### 伝統文化体験機会の充実

県立博物館等や農林水産分野等との連携を図りながら、房総の風土から生まれた食文化などの「くらしの文化」体験の機会を拡げます。

#### 伝統的工艺品展の開催等

県内の工艺品を多くの県民に知ってもらうための展示会等を行います。

#### 伝統文化の保存・継承、担い手の育成

県内各地に伝えられてきた郷土芸能や伝統技術は、本県の貴重な財産として継承し、次世代に伝えていく必要があります。地域の郷土芸能や伝統技術を、当該地域の住民だけでなく、広く公開する機会を設けることにより、普及と担い手育成に努めます。そして、将来を担う子どもたちが伝統文化の継承や鑑賞に関心を持つ契機となるよう、日本舞踊や和楽器の演奏、茶道・華道など、伝統文化を体験する機会を設けます。

また、無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を行うとともに、関係者や関係団体・機関が交流し、情報交換や意見交換を行うことで、伝統文化の保存・継承の推進体制を強化します。

### **郷土芸能・伝統技術の公開事業の実施や記録映像等の作成**

郷土芸能や伝統技術の保存のための公開事業や記録映像等の作成を行います。また、体験事業等の実施により、普及や担い手育成への意識の醸成を図ります。

### **児童生徒に対する伝統文化にふれる機会の提供**

児童生徒が、専門家の指導のもと、伝統文化を鑑賞したり、所作を体験したりすることにより、伝統文化に関心をもつ機会を設けます。

### **児童生徒に対する伝統文化の継承**

伝統芸能や生活文化の専門家を学校や地域が指導者として招き、児童生徒が授業や部活動等で指導を受ける機会を設けます。

### **千葉県伝統的工芸品の指定、後継者養成**

地域の生活に根ざし、受け継がれてきた技術によって作成される工芸品を、「伝統的工芸品」として指定し、技術を受け継ぐ後継者の養成等を行います。

### **郷土芸能・伝統技術を取り巻く地域の関係者・関係機関との交流や後継者育成の取組**

各地の関係者や関係機関による情報交換を行い、郷土芸能や伝統技術の保存や後継者育成のための推進体制を強化することにより、保存・継承に取り組みます。

## **文化財の保存整備の支援**

文化財を保護し、次世代へと継承するために、文化財の調査・指定を行うとともに、計画的な修復や保存技術、防災対策など、保存に必要な措置を行っていきます。

さらに、文化財の収集・保存・公開・活用を図っていく際には、その特性や適切な保存に配慮しつつ、広く県民が文化財に親しむ機会を提供します。

### **指定文化財の保存に配慮した活用と公開の推進**

国及び県指定文化財の保護に努め、広く公開・活用するために、博物館等での適切な活用を図るとともに、文化財所有者や市町村を支援します。

### **埋蔵文化財の適切な調査及び情報公開、活用の推進**

埋蔵文化財の調査の円滑な実施に努めるとともに、成果発表機会の充実や、学校等との連携による活用を図ります。

## **文化的景観等の保全・活用**

県では、「ちば遺産 100 選」のほか、「ちば文化的景観」として 8 ゾーン 60 の景観を選定しました。これらは、人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された本県を代表する景観地であるとともに魅力ある地域であり、これらを保全していくことはもちろん、観光振興などに活用できるようにしていきます。

### **文化財や文化的景観を歩く「文化財探検隊」の実施**

地域の文化財をめぐる「文化財探検隊事業」を通じて、県民の郷土の自然、歴史、文化等に関する理解を深め、文化財保護の大切さや郷土愛をはぐくみます。

### **都市整備分野における文化的まちなみや景観の保全**

都市整備分野との連携により、文化的まちなみや景観の保全のための普及・啓発に取

り組みます。

### 文化資源の活用と地域の活性化

歴史的建造物や史跡、郷土芸能、あるいは博物館等に所在する文化資源を発掘し、活用することにより、まちづくりや観光、産業振興等に活用する取り組みを進めます。

また、市町村・観光協会・企業などと連携して、生活文化や文化遺産、伝統的町並み・文化的景観などにも再度光を当て、多くの人びとの目にふれるようにすることによって、新たな生命を吹きこみます。

#### 文化資源を活用したまちづくり

県内の文化財や郷土芸能のほか、県内から輩出した偉人、芸術作品ゆかりの地を文化資源として発信し、まちづくりに生かします。

県内各地で文化資源をまちづくりの参考にしてもらうため、歴史的町並みや伝統行事を活用した事例などを紹介します。

#### ちばの文化資源情報の提供

県ホームページ「ちば文化交流ボックス」を活用して、各地の文化資源を紹介します。

#### 文化遺産の中で行うコンサート等の開催

歴史的建造物や史跡などでのコンサートや演劇等の開催を支援することにより、多くの人が訪れる機会を提供します。

#### 観光振興や国際交流における文化資源の活用

歴史的町並みやお祭りなどの文化資源を、メディアやフィルムコミッション等を通じて国内外に向けて情報発信するとともに、映画やテレビ等への撮影の支援を行い、県への撮影誘致を積極的に推進しつつ、観光情報の提供、郷土芸能による国際交流を進めます。

映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるための非営利公的機関。

#### 日本遺産認定への取組

地域の魅力や文化財をストーリーでつなぎ紹介し、地域振興を目指す日本遺産の認定に取り組みます。

### < 成果指標 >

目標項目	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 32 年度)
県立文化会館・美術館・博物館における 伝統文化体験事業の参加者数	約 3,500 人	増加を目指す
市町村等における文化資源を活用した 取組事例	市町村等における文化資源を活用した取組事例を収集・公表します。(定性)	

### 3 ちば文化の多様性と発信力強化による新たな価値の創出 ～多様な「ちば文化」の魅力を引き出し、発信するために～

多様な文化芸術の発展が、新たな「ちば文化」の創造であり、ちばの文化資源です。この地域の文化資源、「ちば文化」の魅力を発信することは、地域の魅力を再認識するきっかけとなります。

また、これまでの文化の概念にとらわれない新たな創造活動の魅力を引き出し、県内外に発信し、ちばをもっと知ってもらうことで、県民の地域文化に関する情報提供を求める声に応えるとともに、地域への愛着を深める機会としていきます。

#### <施策の展開と主な取組>

##### 多様な文化の発展

若者の文化芸術活動は、これまでの文化の概念にとらわれることなく、未来の文化を創り出す大きな可能性を秘めています。若者による創造的な文化芸術活動をはじめとする既存の枠にとらわれない多様な文化の発展を支援します。

##### 若者の文化芸術活動の支援

若者の団体が行う創造的な文化芸術活動を支援します。

##### 市町村と連携した新たな創造活動の支援

県内各地で行われている多様な文化芸術活動や新しい創造活動について、市町村と連携し、情報収集や発信、活動の側面支援を行います。

##### 文化会館での新たな創造活動の支援

新たな創造活動に対し、文化会館等と連携しながら、活動の側面支援を行います。

#### 「ちば文化」の魅力を発掘と情報の収集・提供

県内各地の様々な文化情報や県民の文化的ニーズをきめ細かく把握して、様々な広報手段を活用し、積極的に情報提供するとともに、「ちば文化」の魅力発信を支援します。

発信にあたっては「ちば文化交流ボックス」をはじめ、「デジタルミュージアム」・「ふさの国文化財ナビゲーション」など、インターネットを活用したシステムを運営します。

##### 県ホームページや県刊行物等を活用した「ちば文化」の発信

県内各地の文化資源や文化イベント、文化芸術団体、文化ボランティアなどの情報を掲載している「ちば文化交流ボックス」や、観光分野等様々な分野の刊行物等を通じて、「ちば文化」に関する情報を発信します。

##### 県内の文化財の概要と所在地等の情報提供

県内の約2万9千箇所の埋蔵文化財包蔵地、国・県指定の文化財のデータを収録している「ふさの国文化財ナビゲーション」により県内の文化財の情報を提供します。

##### 博物館・美術館の収蔵資料の情報提供

県立博物館・美術館の収蔵資料に解説を付し、インターネット上でストーリー性のあ

る展示を行います。

### 市町村と連携した情報収集と提供

県と市町村等が連携し、各々で収集した情報を共有し、広く県民へ情報提供します。

### 「ちば文化」の魅力を発信する文化事業の充実

「千葉・県民芸術祭」や「県民の日」行事等の様々な機会を利用して、多彩で個性あふれる「ちば文化」の魅力を国内外に発信し、「ちば文化」の魅力にふれる機会を提供することで、県民が郷土に愛着と誇りを感じ、千葉県民のアイデンティティを醸成します。

#### 「県民の日」の機会を利用した、「ちば文化」の紹介

6月15日の「県民の日」を中心とした行事等を利用して、多くの県民が「ちば文化」の魅力にふれ、郷土に愛着と誇りを感じることができる機会を提供します。

#### 様々な事業を通じての「ちば文化」の国内外への発信

「千葉・県民芸術祭」や毎年秋に開催される「国民文化祭」への文化芸術団体の参加をはじめ、国内外で開催される様々な事業を通じて「ちば文化」を紹介するとともに、様々な媒体を活用して「ちば文化」の魅力を広く海外に紹介し、より多くの人々が千葉県を訪れ、「ちば文化」にふれることを目指します。

また、全国的にも水準の高い、オーケストラや吹奏楽、合唱をはじめとした音楽分野については、関係機関と連携し、その魅力を県内外に発信します。

#### 県内外の文化施設による共同事業・広報協力

それぞれの文化施設の持つネットワークを活用し、県内外の文化施設との共同事業や広報協力を通じて、県内外へ「ちば文化」を発信します。

#### 国際交流事業の実施

海外の文化芸術団体等との交流の場を通じて、広く「ちば文化」を紹介し、発信します。

### < 成果指標 >

目標項目	現状 (過去5年間の平均値)	目標 (平成32年度)
「ちば文化交流ボックス」へのアクセス件数	約20万件	増加を目指す
多様な文化や創造活動への市町村等の取組事例	多様な文化や創造活動への市町村等の取組事例を収集・公表します。(定性)	

## 4 総合的な推進のための支援・連携体制の構築

～「ちば文化」を支えるひとを育て、つなぐために～

ひとづくり、ネットワークや支援体制の構築、文化施設の機能充実などの文化芸術を支える基盤が安定することにより、安定した文化芸術活動を行うことができ、それにより文化資源を活用し、地域活性化を図ることができます。

文化の多様化に伴い、多様な支援体制の構築、関係団体や国・市町村などとの一層の連携、さらに観光・産業等の幅広い分野との連携が必要であることから、総合的な体制を整えていきます。

また、文化振興のための体制の整備として、文化発信拠点となる文化施設の機能充実と連携強化を図ります。

### < 施策の展開と主な取組 >

#### 「ちば文化」を担うひとづくりの推進

地域の文化芸術活動を活性化するため、文化芸術活動を企画、運営していく人材を育成します。また、文化芸術団体や郷土芸能の保存団体と連携して、今後の活動を担う人材の育成を図ります。

また、新たな「ちば文化」の創造に向け、文化芸術活動で顕著な成果を収めた人や団体の功績をたたえ、表彰することは、文化芸術の振興を図るうえで重要です。

このため、文化芸術活動に係る顕彰を実施します。

#### 地域の文化芸術活動を支える人材の育成

地域の文化芸術活動の拠点となる文化施設などと連携し、地域の文化芸術活動を支える人材の育成を支援します。

#### 文化芸術や郷土芸能を担う人材の育成

文化芸術の振興や郷土芸能の保存・継承のため、関係団体と連携して、今後の活動を担う人材の育成を図ります。

#### 顕彰の実施

新たな「ちば文化」の創造に向け、文化芸術活動で顕著な成果を収めた人や団体の功績をたたえ、表彰します。

#### 文化のネットワークの構築

県民の自主的な文化芸術活動を支援するため、県、市町村、文化芸術団体、NPO、企業、大学等が交流や連携を強化して、「ちば文化」を支える連携のシステムを構築します。

また、観光・産業等の幅広い分野との連携を図りながら、地域文化の振興や文化情報の発信を推進します。

こうした連携体制づくりの契機となるよう、市町村や文化芸術団体などと情報共有し、各地域の状況を収集、提供していきます。

### **情報交換・意見交換会の開催**

県と市町村のほか、文化施設の指定管理者等も参加して、文化振興施策や県内の文化芸術活動の状況などの情報交換・意見交換会を開催します。

### **文化芸術団体、NPO、大学等との連携**

文化芸術団体、NPO、大学等と連携し、県ホームページ等の各種広報媒体を通じて、文化芸術団体等の活動を紹介することにより、発表の場と鑑賞機会を提供し、文化芸術活動のネットワークを広げていきます。

### **県内の郷土芸能保存団体のネットワーク化の推進と活性化**

郷土芸能の保存・継承に取り組んでいる県内各地の団体のネットワークを活性化し、情報交換や方策の検討を行います。

### **県内外関係機関等との連携**

関係機関等が持つ既存のネットワークによる情報共有を活用するとともに、新たなつながりや既存の枠にとらわれない様々なつながりにより、広く関係機関等との連携を図り、情報交換や総合的な文化振興施策の推進につなげます。

### **観光・産業等の幅広い分野との連携**

観光・産業等の幅広い分野との連携を図りながら、地域文化の振興や文化情報の発信を推進します。

## **多様な支援体制の構築**

県内では、様々な団体が文化芸術活動を展開しています。こうした団体がそれぞれの分野の魅力を発信し、人材の育成やジャンルを超えた交流を進めていくことにより、県民の文化芸術活動が一層活性化するものと考えられることから、文化芸術団体を支援し、これら団体と共催事業を開催するとともに、広く文化芸術活動の情報を提供することにより、県民が参加しやすい体制整備を図ります。

また、文化芸術活動を支援する企業等と、文化芸術団体等との連携を促進し、資金の提供ばかりでなく、マンパワーの提供や活動場所の確保という手法での支援など、支援をする側にとっても支援を受ける側にとっても有意義となる支援ができるよう、情報交流を図ります。

支援体制については、国が行う日本版アーツカウンシル（文化芸術に関する公的助成機関）の状況や寄附に関する制度、住民の意識の動向を見極め、文化芸術活動に対する助成について、より適切で効果的な支援のあり方を検討していきます。

### **文化団体に対する支援**

文化芸術団体との共催で「千葉・県民芸術祭」を開催したり、県内の文化芸術団体等が行う事業を後援したり、県ホームページ「ちば文化交流ボックス」などを活用し、多くの県民が県内各地で行われる文化芸術活動に参加できるよう支援します。

文化芸術活動に対する助成については、国が行う日本版アーツカウンシルの導入状況や寄附をめぐる制度の動向等を見極め、より適切で効果的な支援のあり方を検討していきます。

## 企業メセナ等による支援の促進

県ホームページや公益財団法人千葉県文化振興財団に相談窓口を設置するなど、企業メセナ活動に関する情報や、文化芸術活動に関する国・民間の助成制度に関する情報を周知し、助成制度の活用を図ります。

## 文化のネットワークを活用した多様な支援の促進

文化芸術活動を助成する団体と支援を希望する文化芸術団体等との情報交流を図り、有意義な支援ができるよう側面支援を行います。

## 文化発信拠点としての文化施設等の機能の充実

文化会館、美術館・博物館、図書館等の文化施設が、それぞれの分野における地域の核として「ちば文化」の創造の拠点の役割を果たすため、優れた舞台芸術や展示、普及事業の充実を図るほか、「文化のネットワーク」の拠点として、県民の文化芸術活動や学習活動の支援機能を充実することにより、これら施設の機能の充実を図ります。

特に、県立文化施設では、利用者のニーズや各施設の特性に応じて、専門的知識や情報発信力のある人材を育成し、その能力を最大限に活用して、効果的な事業の実施や多面的な施設運営を行い、もって文化芸術の継承・発展を図ります。

また、公民館や学校等は、地域に根差した文化芸術活動や学習活動の場となっており、地域の特性を活かしながら、地域文化の拠点として活用します。

### 文化施設の機能の充実

地域の文化芸術の拠点として、県民のニーズに対応した多様な文化事業や県民参加による事業を行うほか、芸術家や県民、文化芸術団体、市町村の機関等との交流や連携の強化、人材の育成などに努めます。

文化会館での美術作品の展示や美術館・博物館でのミニコンサートなど、施設の多面的な活用も進めます。

本県ゆかりの作家や本県の歴史や自然に関わる展覧会等や海・山・川など地域の自然や文化を活用した体験的活動「フィールドミュージアム」をはじめとした、魅力のある事業を企画・実施し、多くの県民、特に子どもたちが千葉県の文化や歴史・自然にふれる機会を増やします。さらに、県立文化会館・美術館・博物館を拠点として県内外に「ちば文化」を発信します。

県立図書館では、市町村図書館等との連携を強化し、県民の読書・調査・研究活動の支援の充実を図ります。

公民館については、地域の文化活動の核となっていることから、文化施設同様、文化発信拠点として、より広く地域に開かれた事業展開していきます。

### 学校の文化施設等の活用

学校の文化施設や地域交流施設等を活用し、文化芸術団体等の活動支援を行うとともに、県立学校が保有する優れた教育機能を地域に開放し、地域活性化を図ります。

< 成果指標 >

目標項目	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 32 年度)
地域との連携等を目的とした意見交換の場を設けている文化会館の割合	33.3%	50.0%
福祉・観光・産業分野等での文化芸術の活用事例	福祉・観光・産業分野等での文化芸術の活用事例を収集・公表します。(定性)	

## 5 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたちばの文化力向上 ～更なる発展に向けて～

東京 2020 大会の文化プログラム関連イベントを観光等様々な分野と連携して、実施することで、本県の文化的魅力を県内外に発信し、県内の文化振興及び地域活性化を図ります。  
また、実施にあたり構築したネットワークやノウハウ等を資源とし、オリンピック後の本県の文化芸術活動及び地域の継続的な活性化につなげます。

### < 施策の展開とおもな取組 >

#### 新しい文化と古くからの文化が織りなす「ちば文化」の世界への発信

古くから県内各地で守り伝えられてきた郷土芸能等の伝統文化と、近年注目されているデジタルアート（電子機器等を利用した芸術）等の新しい文化との融合のように、様々な分野とコラボレーションすることで、「ちば文化」の魅力を再認識するとともに、その魅力を世界へ発信していきます。

#### 文化プログラム関連イベントの実施

文化庁の取り組む文化プログラムである「文化力プロジェクト（仮称）」の一つとして県内の文化芸術活動を牽引するようなシンボリックな事業を実施します。

文化庁は 2016 年から 2020 年までの間で 20 万件のイベントを「文化力プロジェクト（仮称）」として認定することを目標としています。

#### オリンピック・パラリンピック競技が開催される幕張メッセ周辺での積極的な事業展開

オリンピック・パラリンピック競技の開催で注目が集まる幕張メッセ周辺で、様々な関係者と連携して、文化事業を展開することで、「ちば文化」を効果的に発信していきます。

### 障害者、高齢者、青少年、外国人等、国内外のあらゆる人々が参加・交流できる機会の創出

あらゆる人々が観客としてだけでなく、文化の担い手として参加・交流できる機会を創出します。

#### あらゆる人々が出演者・体験者・観客となる文化事業の実施

文化会館・美術館・博物館等の施設を活用して、あらゆる人々が観客としてだけでなく、出演者・体験者として参加できる事業を実施していきます。

また、無料公衆無線 LAN の整備の促進や、多言語に対応したタブレット端末向けの情報提供システムを検討し、手軽に情報が入手できる環境を整備することで参加を促します。

#### 公募等に基づき様々な主体の新たな発想を取り入れた事業展開の促進

公募により申請のあった文化事業から、国の示すガイドラインに沿ったものを「文化力プロジェクト（仮称）」として認定することにより、様々な団体が実施する文化芸術活動の広報等を支援し、ちば文化の多様性を発信していきます。

#### 外国人の受入体制と「ちば文化」の魅力発信

文化施設における多言語表記、無料公衆無線 LAN の整備を進め、「ちば文化」の魅力

を発信するとともに、SNS等を活用したさらなる魅力の広がりを目指します。

### 観光等様々な分野との連携による文化資源の活用

文化芸術が、経済や人口問題等の社会的問題の解決に貢献した事例が出てきており、今後、より一層、文化芸術の活用が求められると考えられます。教育や観光等様々な分野と連携することで、千葉県の有形・無形の文化資源を活用し、地域の活性化を図ります。

#### 観光等の様々な分野と連携した文化資源の魅力発信及び地域の活性化

県内の文化資源の情報を観光や国際交流の分野に提供することで、文化芸術以外の分野での活用を促し、地域の文化資源に注目を集めることで地域の活性化に繋がります。

#### 先端技術と芸術を融合させた新たな文化の紹介

近年、様々な分野で取り入れられ、注目されているプロジェクションマッピング等の先端技術と既存の芸術を融合させることで、新しい芸術の楽しみ方を提供します。

映像やコンピューターグラフィックス等を立体物等にプロジェクター等で投影する映像手法。

### 文化プログラム関連イベントの実施により得られた資源の活用

東京 2020 大会を契機に本県における文化芸術活動を活性化させ、新しく生まれたネットワークや、あらゆる人々が文化芸術活動の担い手として参加できるためのノウハウ、新たな魅力を見出した文化資源等を継承していきます。

#### 連携して事業を実施した団体及び参加者とのネットワークを活かした事業展開

文化プログラム関連イベントを実施する上で新たに結ばれる団体と施設とのネットワークを活かし、文化芸術活動及び文化芸術活動を行う場としての文化施設双方の活性化を図ります。

#### 様々な分野との地域の文化資源情報の継続的な共有

東京 2020 大会を契機につくられる県庁内関連各課や市町村、文化芸術団体等とのネットワークも活用し、観光等様々な分野への情報提供を継続し、文化資源の活用を図ります。

## < 成果指標 >

目標項目	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 32 年度)
千葉県での「文化力プロジェクト(仮称)」の認定件数		延べ 3,700 件
千葉県での「文化力プロジェクト(仮称)」の参加者からの「ちば文化」の魅力についての意見	参加者から「ちば文化」の魅力についての意見を収集・公表します。(定性)	

## 第5章 推進体制・進行管理

### 1 関係機関等との連携

文化振興において、国や県、市町村、文化施設、文化芸術団体といった、従来からの文化振興を主目的とする組織だけでなく、教育、福祉、まちづくり、観光や産業といった広範な分野との連携も不可欠です。

このため、県民をはじめ、文化施設、文化芸術団体、NPOや企業などの多様な主体との交流や連携を強化し、国や県、市町村で文化芸術に関連する施策を展開する関係機関等と補完しあいながら、各種施策等を推進します。

本県の文化芸術活動の振興、「ちば文化」の創造のために、各々に期待される役割は次のように考えることができます。

#### (1) 県民

「ちば文化」を創造し、推進していく「主役」は県民です。県民一人ひとりが文化芸術活動に主体的に参加するとともに、地域の文化芸術活動をサポートすることにより、「ちば文化」がますます発展していくことが期待されます。

#### (2) 芸術家、文化芸術団体等

芸術家には、文化芸術の担い手としての役割が期待されます。

ニューフィルハーモニーオーケストラ千葉、文化芸術団体やNPOなど、県内各地の団体は、文化芸術活動の主体として、地域のさまざまな団体とも交流し、地域の文化芸術を担っていくことが期待されます。

また、千葉県無形民俗文化財連絡協議会は、その加盟団体のみならず、未加盟の郷土芸能保存団体やまわりをとりまく関係者・関係機関との交流を推進し、地域における郷土芸能の積極的な保存・伝承・後継者の育成を進めていくことが期待されます。

#### (3) 文化振興関連の法人等

公益財団法人千葉県文化振興財団など文化振興を目的として設立された法人やNPO等は、各種文化事業の企画や文化活動への支援、文化芸術の発信拠点としての文化施設の管理運営業務などを通して、文化芸術の振興を図っており、専門性・継続性を生かし、地域の特性に合った活動が期待されます。

#### (4) 文化施設等（文化会館、美術館・博物館、図書館、公民館等）

文化施設は、優れた文化芸術の提供や創造の拠点として、関係機関のネットワーク構築、人材育成等の役割が期待されます。

#### (5) 学校

小・中学校や高等学校等の学校は、子どもたちが学ぶ場であり、人間性や感受性を育

む場として様々な文化芸術にふれる機会の提供が期待されます。

また、学校は、文化芸術についての基本的な知識・技能等を培う場でもあり、本県の文化芸術活動の裾野を拡大するうえで重要な役割を果たしています。学校において子どもたちが多彩な文化芸術にふれる機会を一層充実させていくことが必要です。

#### (6) 大学

大学は、教育機関であると同時に研究機関として、多くの人材や研究成果、施設を有しています。文化芸術活動の主導的な役割を担うほか、地域の文化振興についての助言・提案や情報提供等を行うなどの役割が期待されます。

#### (7) 企業等

企業は、地域社会を構成する一員として、文化芸術活動への支援や、文化資源の活用等を通じて地域の活性化に貢献していくことが期待されます。

#### (8) 市町村

市町村は、住民の身近に位置する基礎的な自治体として、それぞれの地域の特性を生かしながら、地域の文化振興の主たる役割を担うことが期待されることから、域内の文化芸術団体や学校、県、他の市町村とも連携を取りながら、地域での文化芸術活動を推進します。

#### (9) 県

県は、文化芸術振興基本法及び国の基本方針を踏まえ、県の総合計画及び本計画に基づき、様々な主体と連携しながら、本県の文化振興を総合的に推進します。また、観光等様々な分野等での文化芸術の活用、文化芸術を生かしたまちづくりや地域の活性化にも取り組んでいきます。

## 2 計画の進捗状況の評価等

本計画の進捗状況については、基本目標及び施策の柱ごとに、毎年度、定量的・定性的に評価を行うとともに、有識者会議等の第三者の視点からの意見を聴きます。そして、その結果を公表するとともに、施策の改善等に生かしていきます。

また、県内の文化芸術活動の状況を示す、県民に分かりやすい各種項目について、定期的・継続的に調査・把握します。

# 資料集

1	県総合計画の政策評価制度による評価	34
2	県政に関する世論調査① ー芸術や文化に親しむ機会についてー	35
3	県政に関する世論調査② ー県民の文化芸術活動についてー	36
4	文化芸術活動に関する調査① ー県域芸術文化団体へのアンケートー	42
5	文化芸術活動に関する調査② ー特定非営利活動法人へのアンケートー	51
6	県内市町村の文化振興条例・計画等の状況	62
7	文化芸術団体と文化振興関連の法人等	63
	(1) 千葉県芸術文化団体協議会	
	(2) 特定非営利活動法人	
	(3) 文化振興関連の公益法人等	
8	文化施設の状況	65
	(1) 文化会館	
	(2) 美術館・博物館	
	(3) 図書館	
	(4) 県立文化施設の利用者入館者数	
9	国・県指定文化財、ちば遺産 100 選・ちば文化的景観、県指定伝統的工芸品	68
	(1) 国・県指定文化財	
	(2) ちば遺産 100 選・ちば文化的景観	
	(3) 伝統的工芸品の指定状況	
	別表ー1.ちば遺産 100 選	
	別表ー2.ちば文化的景観	

# 1 県総合計画の政策評価制度による評価

県総合計画の政策評価制度による進行管理結果では、県立美術館休館により「千葉・県民芸術祭」参加人数や美術館・博物館入場者数に減少はあったものの、概ね横ばいで推移しています。

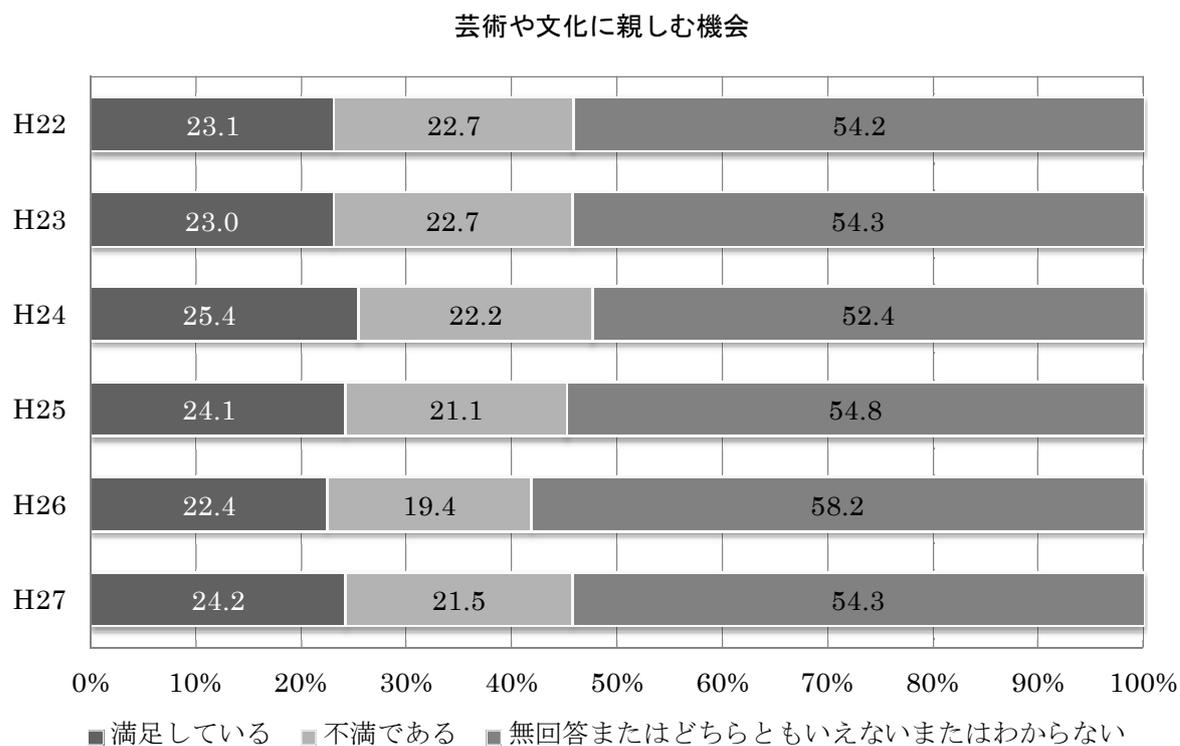
主な取組	指標番号	指標名	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
1 文化芸術活動を支えるための仕組みづくり I-4-①-1	補 8	「千葉・県民芸術祭」参加人数*	70,347人	74,357人	72,761人	42,705人	39,402人
	補 9	芸術文化団体加盟者数	127,915人	113,100人	116,280人	117,269人	115,517人
	129	「千葉・県民芸術祭」実施事業数	28事業	27事業	29事業	29事業	28事業
	130	文化芸術に関する情報交換・意見交換会の開催回数			3回	5回	4回
	131	文化活動ボランティア登録件数	59件	65件	70件	75件	53件
2 文化にふれ親しむ環境づくり I-4-①-2	補 10	県立文化会館の入場者数	736,404人	788,974人	779,990人	840,078人	839,938人
	補 11	美術館・博物館入場者数*	970,702人	1,108,833人	1,069,164人	892,704人	909,876人
	132	「学校における音楽鑑賞事業」「県民芸術劇場公演事業」の開催件数	92件	92件	92件	91件	92件
	133	少年少女オーケストラの演奏会の開催数	5回	5回	5回	6回	5回
	134	学校・社会教育施設等における出土文化財活用事業件数	127件	124件	150件	137件	127件
	135	千葉フィールドミュージアム事業における観察会等件数	76件	78件	67件	80件	81件
3 文化資源を活用した地域の活性化 I-4-①-3	補 12	「ちばの文化資源情報」の提供件数			3,483件	3,486件	3,694件
	136	文化財探検隊の実施回数	3回	3回	3回	3回	2回
	137	発掘調査の遺跡見学会実施件数				0回	2回
4 伝統文化の保存継承 I-4-①-4	補 13	伝統芸能継承者育成事業の参加者数	497人	1,010人	280人	273人	118人
	138	伝統芸能継承者育成事業の実施件数	6件	11件	6件	7件	4件
	139	美術館・博物館における伝統文化体験事業の参加者数			1,370人	1,811人	1,888人
	140	房総の郷土芸能の参加者数			819人	782人	939人
5 千葉アイデンティティーの醸成 I-4-①-5	141	県民の日賛同行事の実施件数	314件	311件	310件	327件	337件
	142	県民の日地域行事の実施件数		11件	11件	11件	11件
	補 35	「ちば文化交流ボックス」へのアクセス件数	219,827件	64,141件	160,287件	194,348件	380,407件
	補 36	デジタルミュージアムへのアクセス件数			37,349件	37,265件	41,620件
	補 37	ふさの国文化財ナビゲーションシステムへのアクセス件数			14,749件	17,331件	20,500件
	249	県民へ提供した文化情報の件数			32件	34件	58件

(千葉県・県総合計画進行管理結果より)

千葉県総合計画・平成22年度～平成26年度進行管理結果より

## 2 県政に関する世論調査① ー芸術や文化に親しむ機会についてー

県民の芸術や文化に親しむ機会についての満足度をたずねたところ、平成 27 年度の調査では「満足している」が 24.2%、「不満である」が 21.5%となっており、満足度・不満度とも、ほぼ横ばい傾向となっています。



(千葉県・県政に関する世論調査より)

千葉県・県政に関する世論調査：『平成 22 年度～平成 27 年度（第 40・42・44・46・48・50 回）県政に関する世論調査報告書』千葉県、平成 22～27 年 12 月。

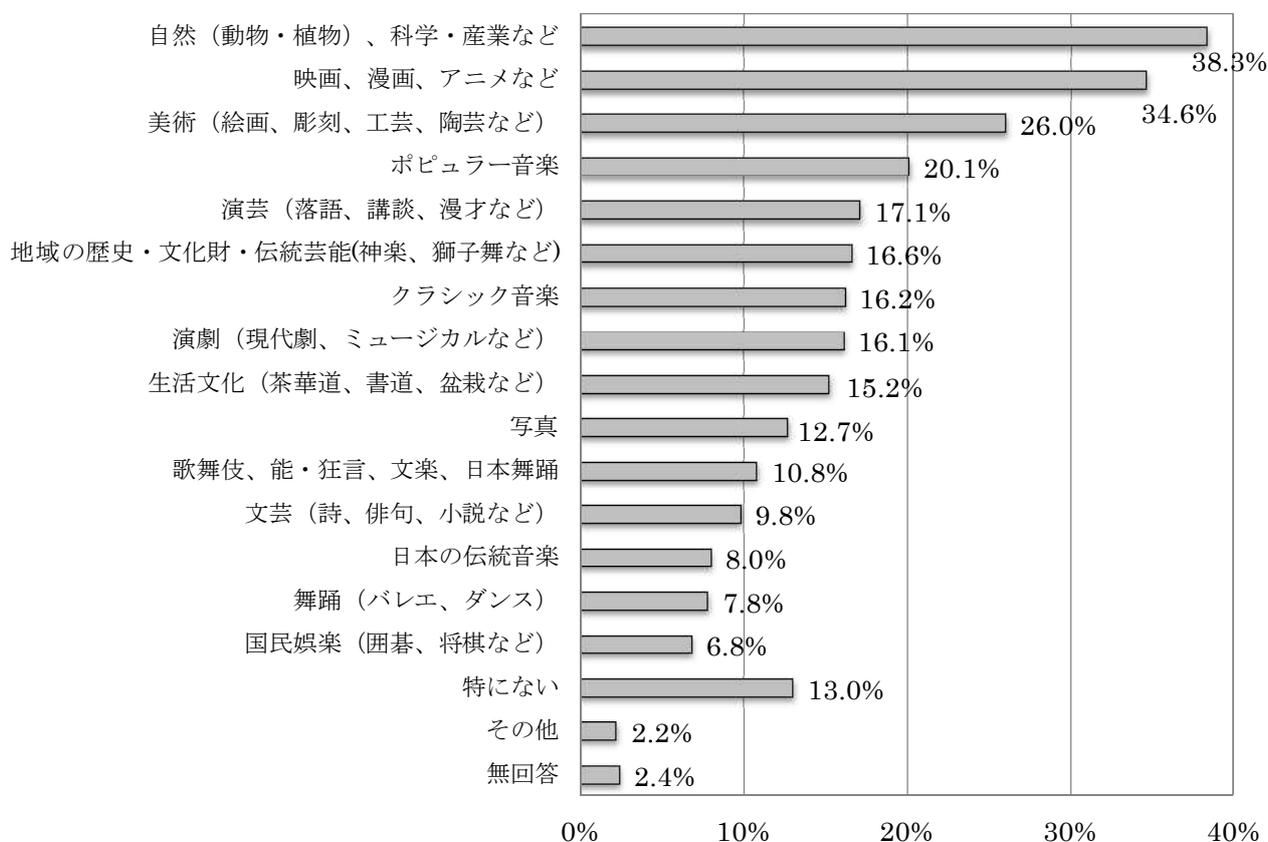
### 3 県政に関する世論調査② ー県民の文化芸術活動についてー

#### (1) 特に関心を持っている文化芸術

特に関心を持っている文化芸術として「自然（動物・植物）、科学・産業など」（38.3%）が約4割と最も多くあげられた。以下、「映画、漫画、アニメなど」（34.6%）、「美術（絵画、彫刻、工芸、陶芸など）」（26.0%）、「ポピュラー音楽」（20.1%）となっています。

「特にない」（13.0%）は全体の1割程度となっています。

特に関心を持っている文化芸術



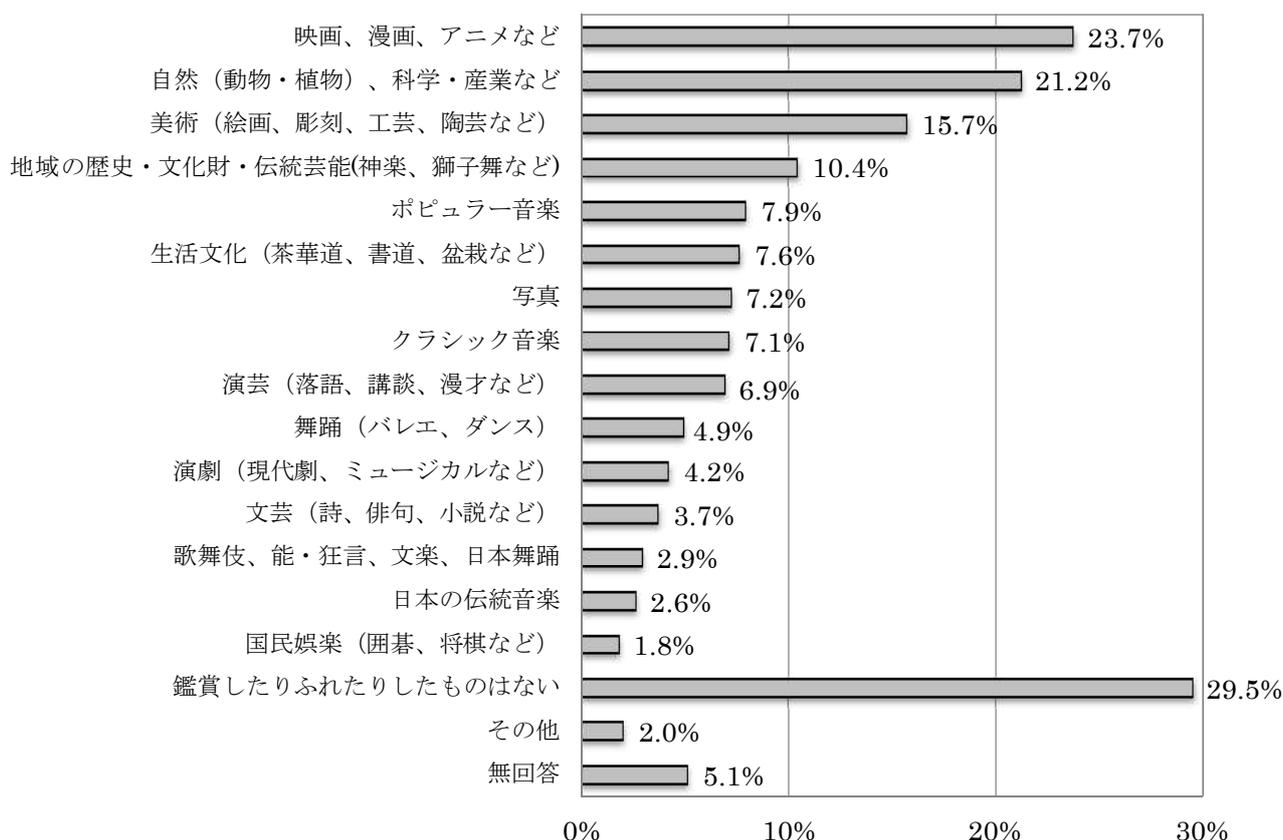
（千葉県・県政に関する世論調査より）

## (2) この1年間に県内でふれた文化芸術

この1年間に県内でふれた文化芸術では、「映画、漫画、アニメなど」(23.7%)が2割台半ばで最も多く、以下、「自然(動物・植物)、科学・産業など」(21.2%)、「美術(絵画、彫刻、工芸、陶芸など)」(15.7%)が続いています。

一方、「鑑賞したりふれたりしたものはない」(29.5%)が全体の約3割となっています。

この1年間に県内でふれた文化芸術

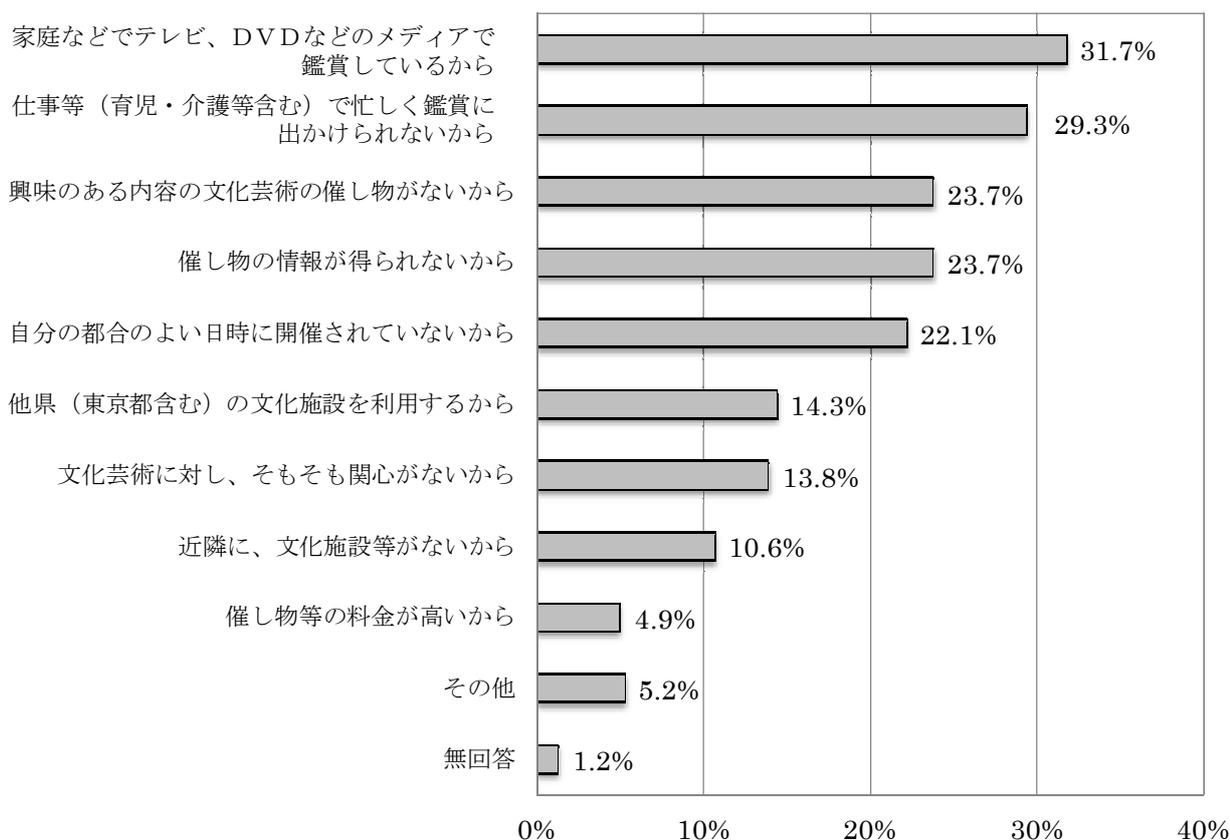


(千葉県・県政に関する世論調査より)

### (3) この1年間に県内の文化芸術にふれなかった理由

この1年間に県内で文化芸術を「鑑賞したりふれたりしたものはない」と回答した人について、文化芸術にふれなかった理由を聞いたところ、「家庭などでテレビ、DVDなどのメディアで鑑賞しているから」が(31.7%)で3割を超えて最も多く、以下、「仕事等(育児・介護等含む)で忙しく鑑賞に出かけられないから」(29.3%)、「興味のある内容の文化芸術の催し物がないから」「催し物の情報が得られないから」(ともに23.7%)、「自分の都合のよい日時に開催されていないから」(22.1%)となっています。

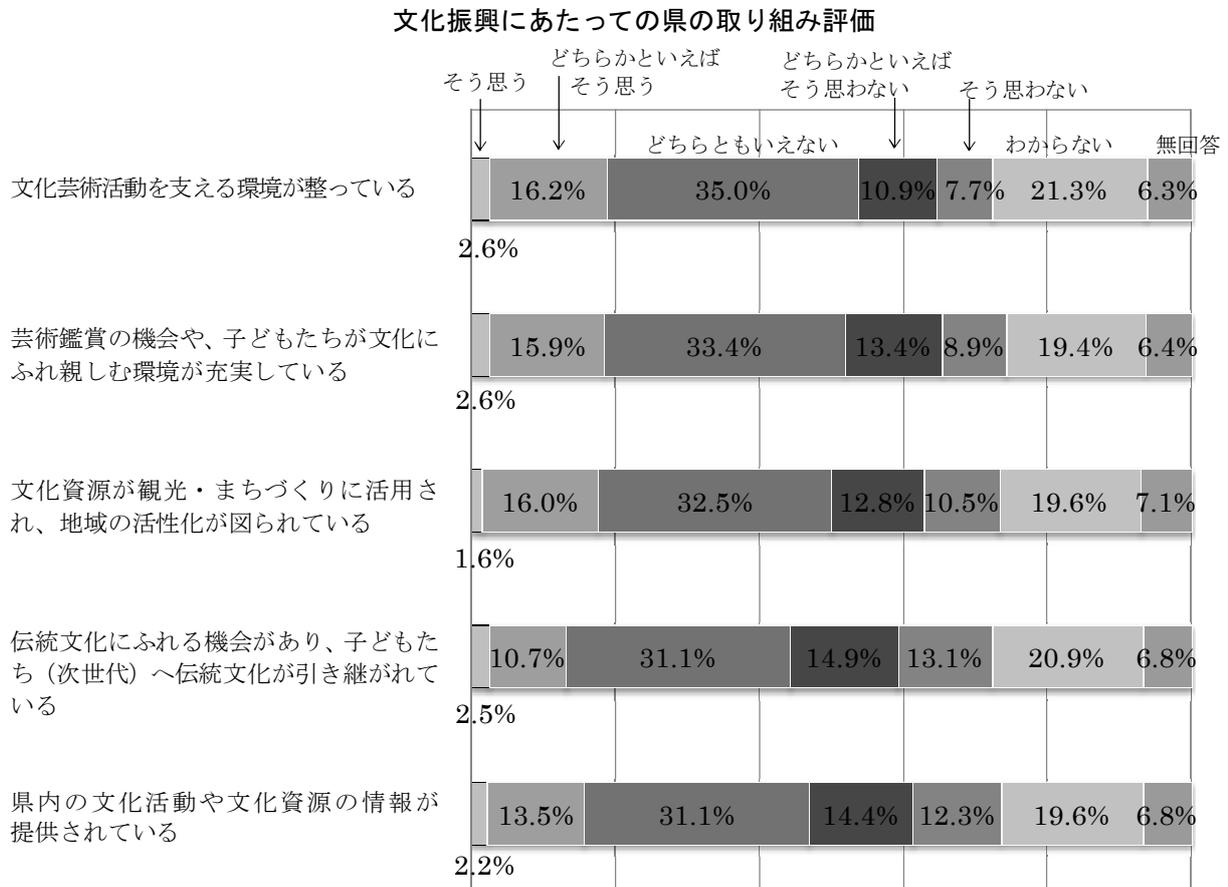
この1年間に県内の文化芸術にふれなかった理由



(千葉県・県政に関する世論調査より)

#### (4) 文化振興にあたっての県の取り組み評価

文化振興に関する県の取り組み評価では、いずれの項目も「どちらともいえない」が3割を超えて最も多くなっています。

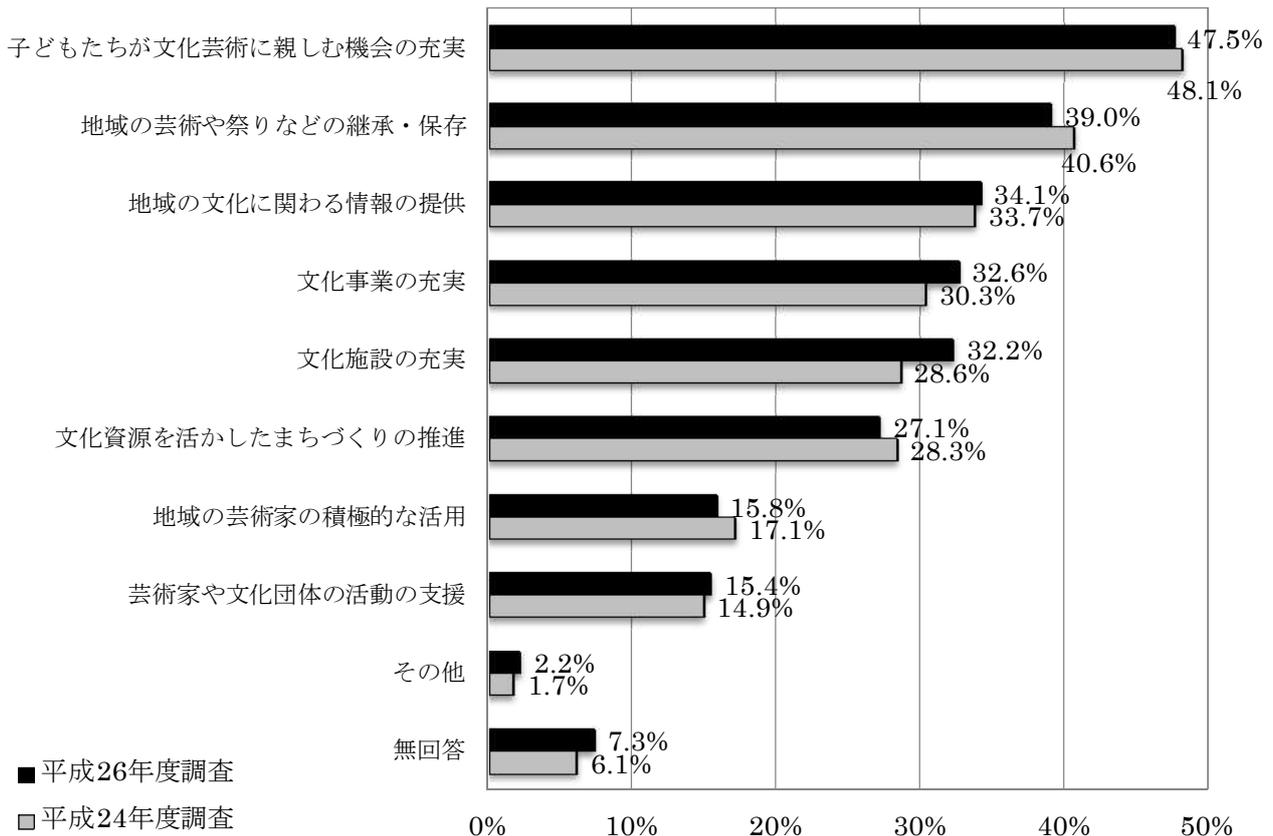


(千葉県・県政に関する世論調査より)

(5) 地域の文化的環境に必要なこと

地域の文化的環境を満足できるものとするために必要なこととして、「子どもたちが文化芸術に親しむ機会の充実」(47.5%)が約5割と最も多くあげられ、以下、「地域の芸術や祭りなどの継承・保存」(39.0%)、「地域の文化に関わる情報の提供」(34.1%)、「公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実」(32.6%)、「文化会館やホール、美術館・博物館などの文化施設の充実」(32.2%)となっています。

地域の文化的環境に必要なこと

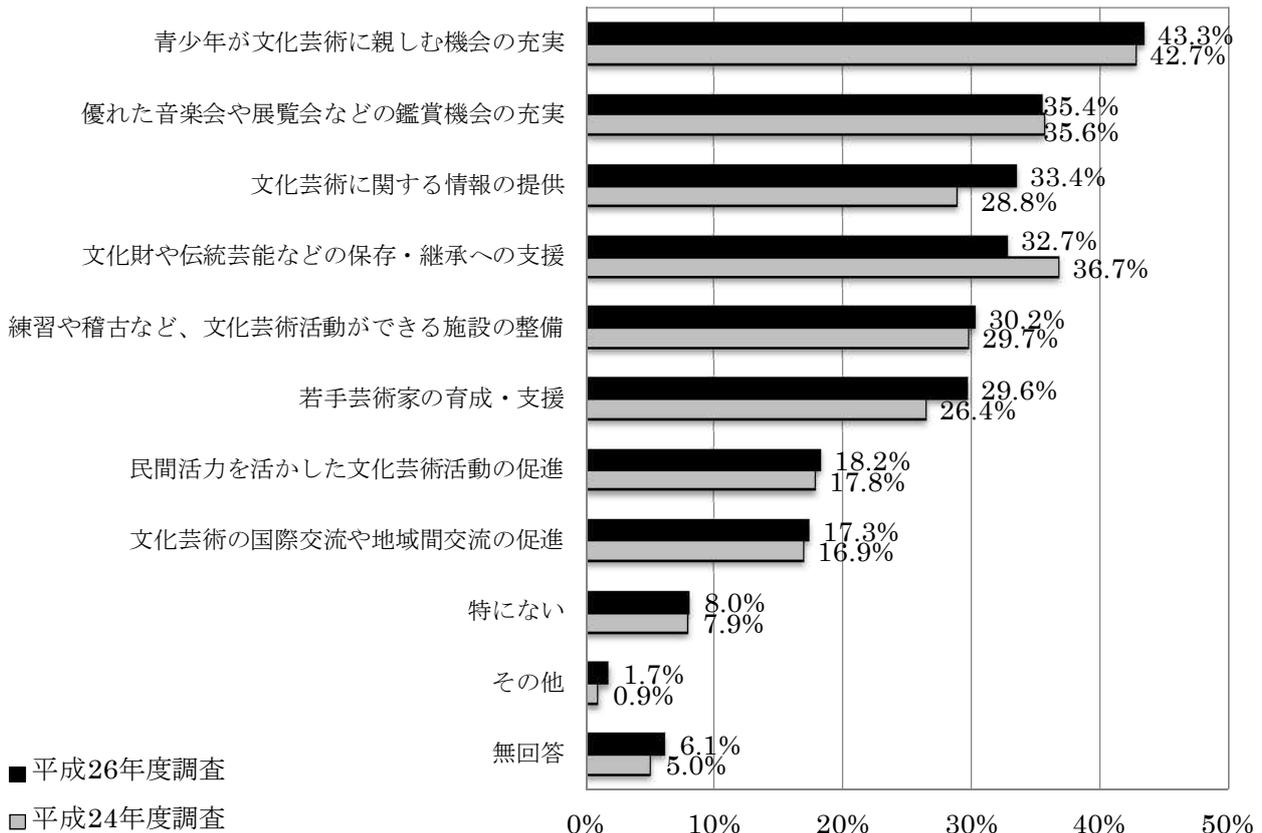


(千葉県・県政に関する世論調査より)

## (6) 文化芸術を振興するために県が果たす役割

文化芸術を振興するために県が果たす役割として、「青少年が文化芸術に親しむ機会の充実」(43.3%)が4割台半ばと最も高く、以下、「優れた音楽会や展覧会などの鑑賞機会の充実」(35.4%)、「文化芸術に関する情報の提供」(33.4%)、「文化財や伝統芸能などの保存・継承への支援」(32.7%)となっています。

文化芸術を振興するために県が果たす役割



(千葉県・県政に関する世論調査より)

## 4 文化芸術活動に関する調査① 一 県域芸術文化団体へのアンケート

### 【調査の実施状況等】

- (1) 調査対象 県域芸術文化団体 23 団体
- (2) 調査時期 平成 27 年 8 月 24 日～9 月 30 日
- (3) 調査方法 アンケート調査票の配布・記入・回収による回答
- (4) 回答状況 県域芸術文化団体 22 団体が回答（回答率 96.6%）
- (5) 調査項目

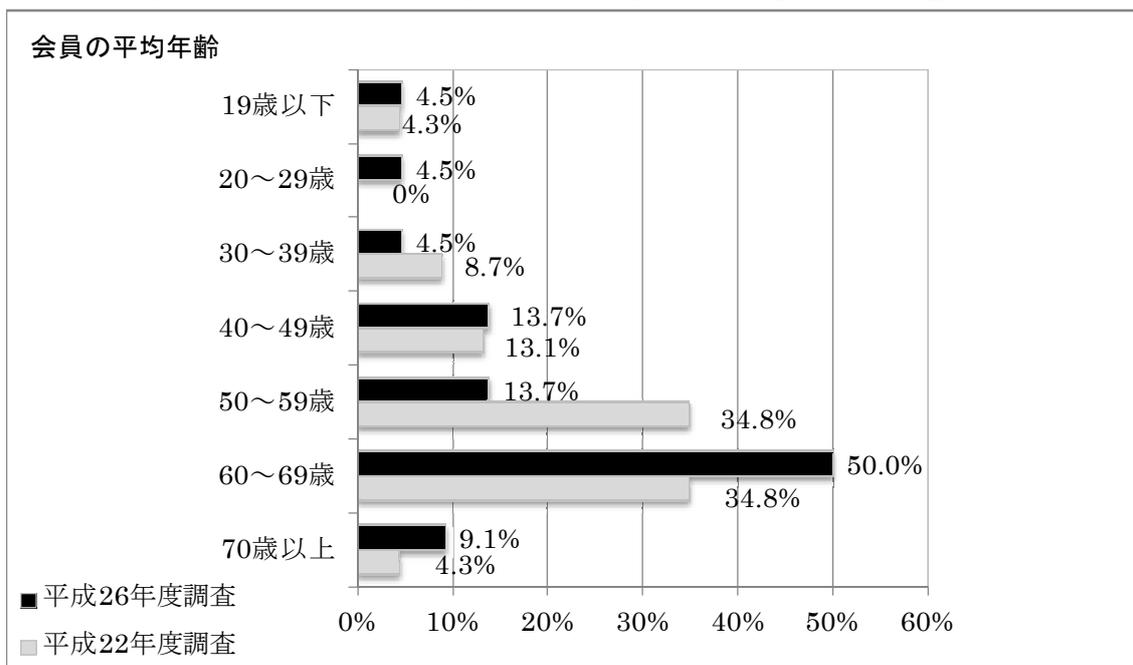
- 問 1. 団体の会員数について
- 問 2. 会員の平均年齢について
- 問 3. 成果発表会等の実施頻度について
- 問 3-2. 成果発表会等での会員外の受入れ体制について
- 問 3-3. 成果発表会等での会員外からの費用負担について
- 問 4. PR 活動の頻度について
- 問 4-2. 団体 PR の手段・方法について
- 問 5. 団体専用ホームページの有無について
- 問 6. 千葉県ホームページの利用について
- 問 7. 後継者育成を目的とした事業・活動について
- 問 8. 他ジャンルとの交流を目的とした事業・活動について
- 問 9. 事業・活動をする際の不便や不満感について
- 問 10. 団体としての課題や悩みごとについて
- 問 11. 文化振興に県が果たす役割について
- 問 12. 「ちば文化」のイメージについて
- 問 13. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化イベントについて
- 問 14. 国及び県に期待することについて

### 【調査結果】

**問 1. 貴団体の現在の会員（加入者）数について、お答えください。正確にわからなければ「約何人」でもかまいません。（n:22）**

団体の会員数についてたずねたところ、最小が 35 名（前回 14 名）で、最大が 23,000 名（前回 25,000 名）となり、各団体によってバラつきがみられます。総計は 60,969 名（前回 40,697 名）で、平均すると 1 団体につき 2,771 名（前回 1,769 名）となります。

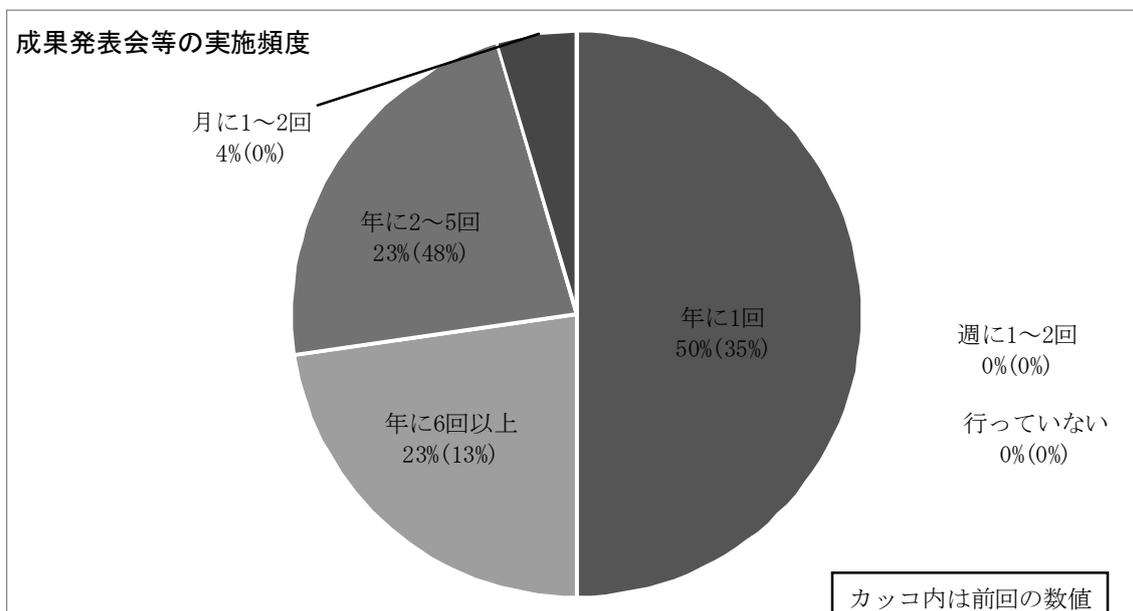
問2. 貴団体の現会員（加入者）の平均年齢について、お答えください。（1つ選択）（n:22）



会員の平均年齢についてたずねたところ、「60～69歳」が50%でもっとも高く、次いで「40～49歳」「50～59歳」が13.7%、「70歳以上」が9.1%と続き、「19歳以下」「20～29歳」「30～39歳」が4.5%でした。

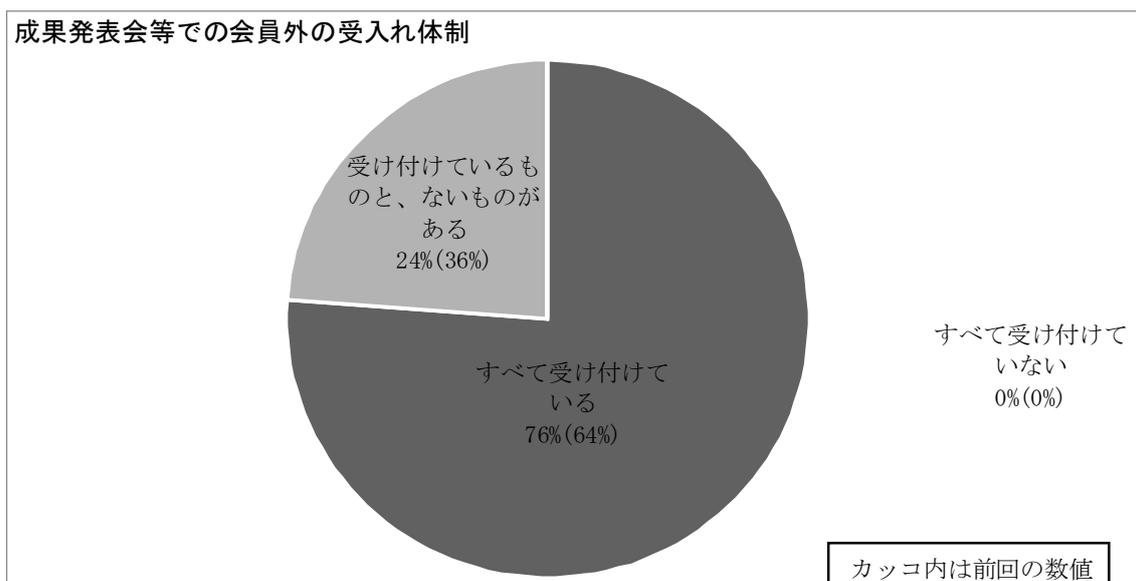
問3. 貴団体では、団体として行う成果の発表会や展示会等をどのくらい行っていますか。

（1つ選択）（n:22）



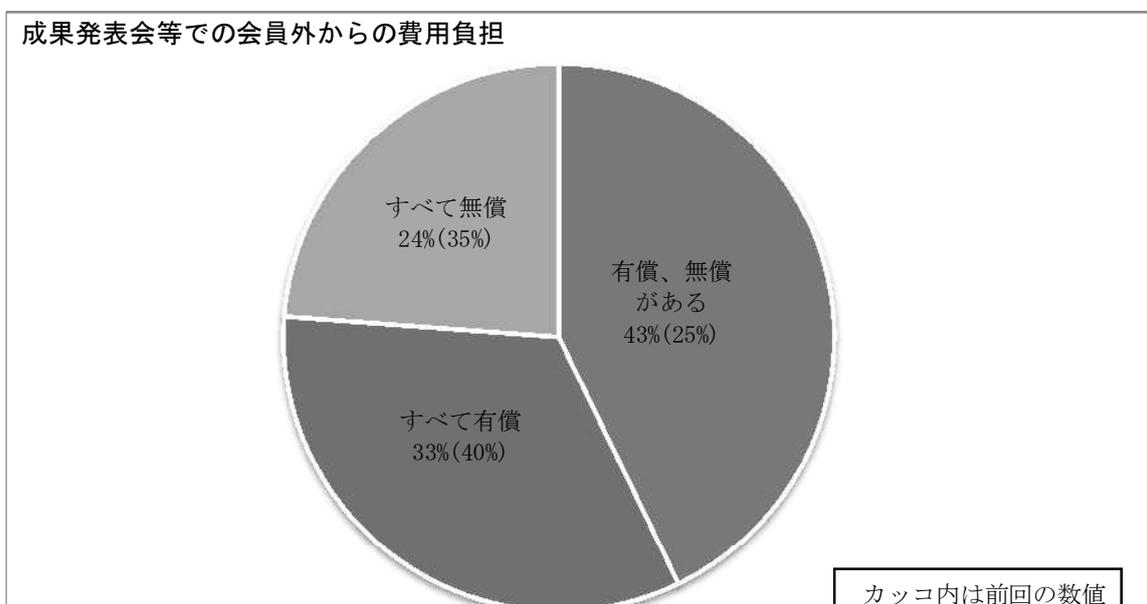
成果発表会等の実施頻度についてたずねたところ、「年に1回」が50%でもっとも高く、次いで、「年に2～5回」「年に6回以上」が23%、「月に1～2回」が4%と続き、「週に1～2回」「行っていない」は0%でした。

問3-2. 問3で行っているとした場合、それは一般の方（会員以外）の参加（観覧、聴講）も受け付けていますか。（1つ選択）（n:21）



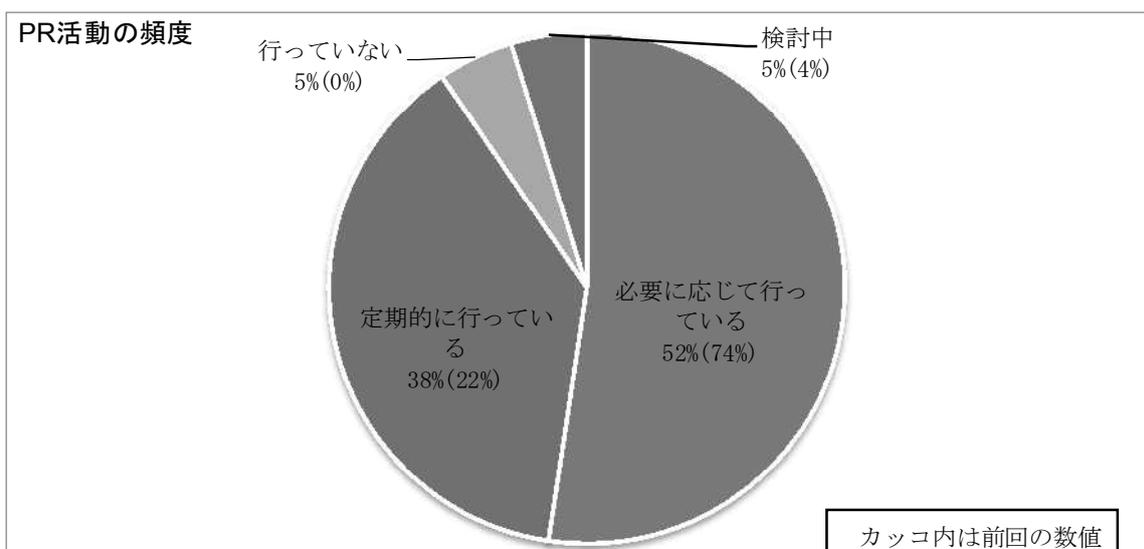
成果発表会等での会員外の入入れ体制についてたずねたところ、「すべて受け付けている」が76%で、「受け付けているものと、受け付けていないものがある」が24%で、「すべて受け付けていない」が0%でした。

問3-3. 問3-2で「すべて受け付けている」「受け付けているものと、受け付けていないものがある」と答えた方におたずねします。その場合、それは有償でしょうか、無償でしょうか。（1つ選択）（n:21）



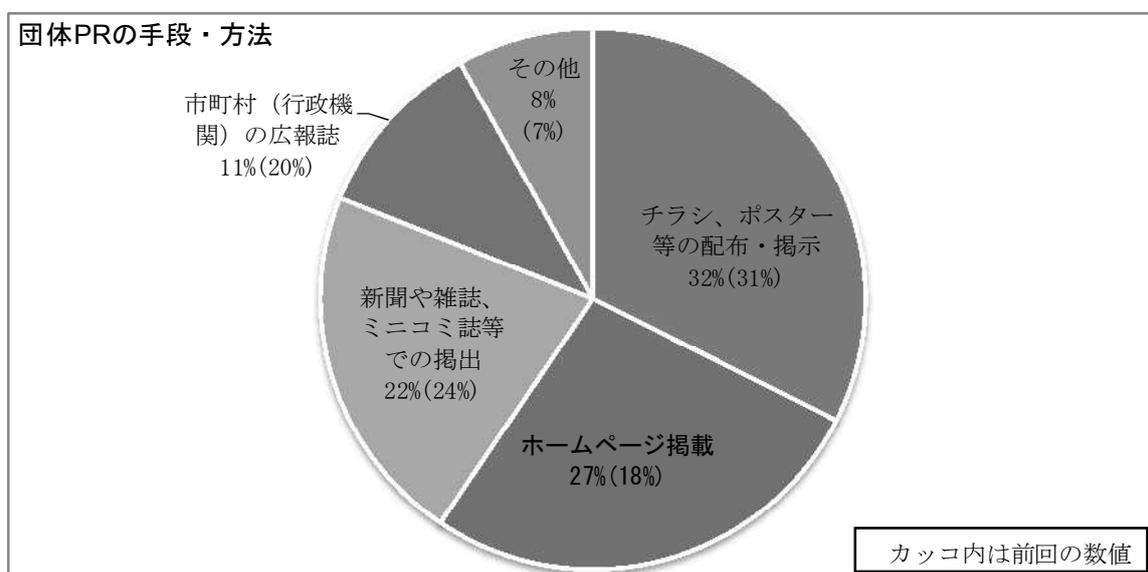
成果発表会等での会員外からの費用負担についてたずねたところ、「有償のものと無償のものがある」が43%、「すべて有償（参加費徴収など）」が33%、「すべて無償（参加費徴収など）」が24%でした。

問4. 貴団体では、貴団体が行っている事業や活動について、未活動者や未加入者向けのPR活動を行っていますか。(1つ選択) (n:21)



PR活動の頻度についてたずねたところ、「必要に応じて行っている」が52%、「定期的に行っている」が38%、「検討中である」「行っていない」が5%でした。

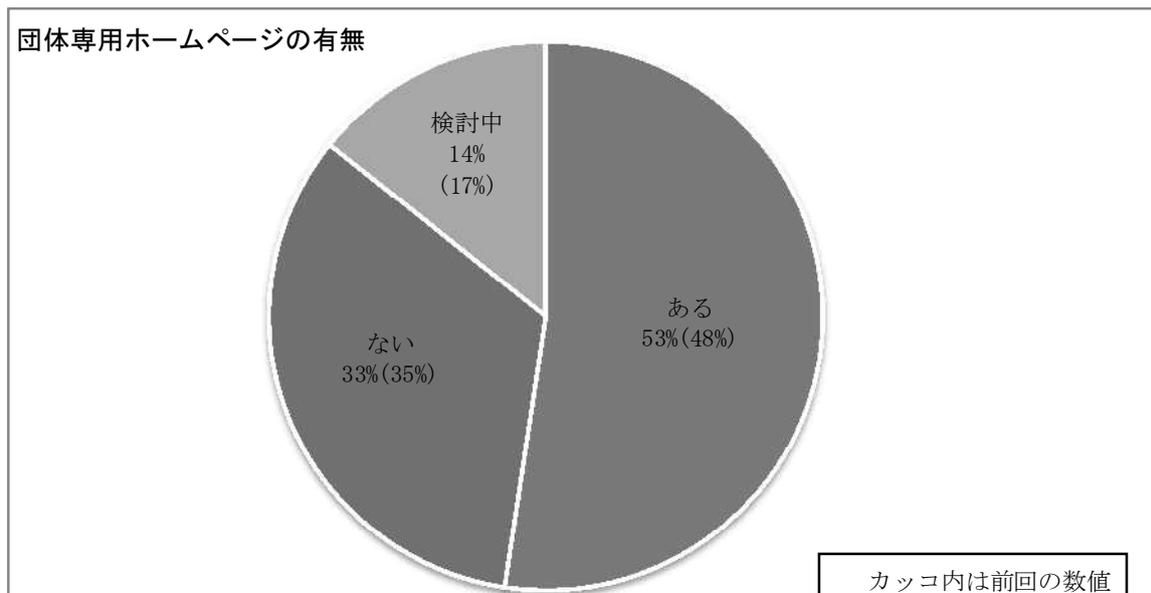
問4-2. 問4で「定期的に行っている」「必要に応じて行っている」と答えた方におたずねします。その場合、それはどのような方法をとっていますか。また、「その他」とした場合は具体例をご記入ください。(いくつでも) (n:37)



団体PRの手段・方法についてたずねたところ、「チラシ、ポスター等の配布・掲示」が32%でもっとも高く、次いで「ホームページ掲載」が27%、「新聞や雑誌、ミニコミ紙等での掲出」が22%、「市町村(行政機関)の広報誌」が11%、「その他」が8%と続きました。なお、「その他」としては、次のような記載がありました。

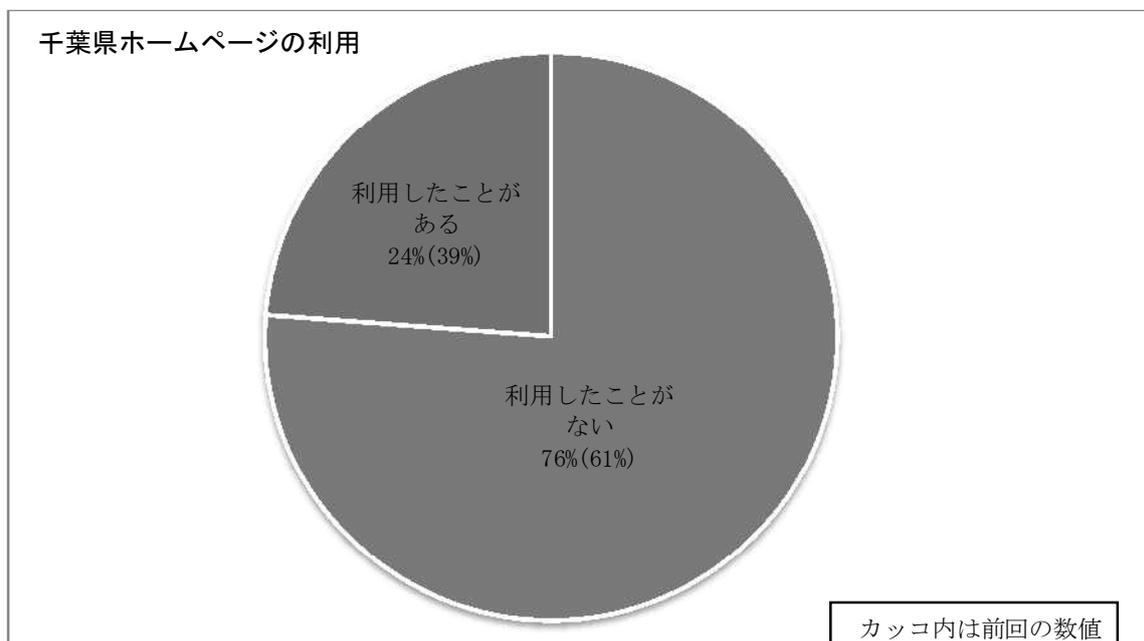
- ・該当団体への通知文など
- ・会員によるPR
- ・会報年3回

問5. 貴団体では、貴団体が公開する専用のホームページをお持ちですか。(1つ選択) (n:21)



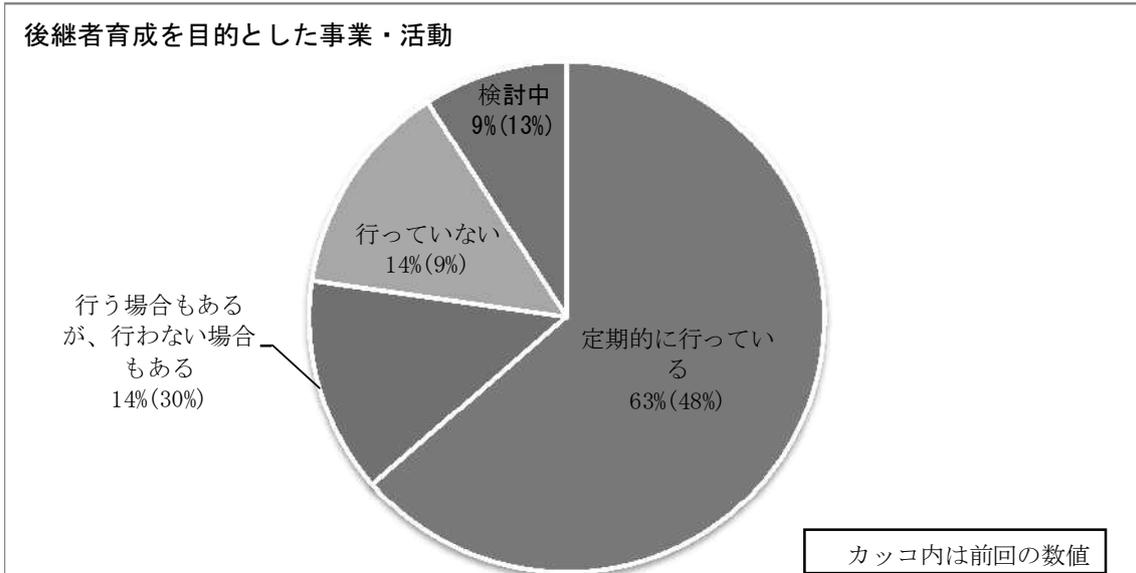
団体専用ホームページの有無についてたずねたところ、「ある」が 53%、「ない」が 33%、「検討中」が 14%でした。

問6. 県のホームページ「ちば文化交流ボックス」では地域のイベント情報を掲載していますが、貴団体では、利用したことがありますか。(1つ選択) (n:21)



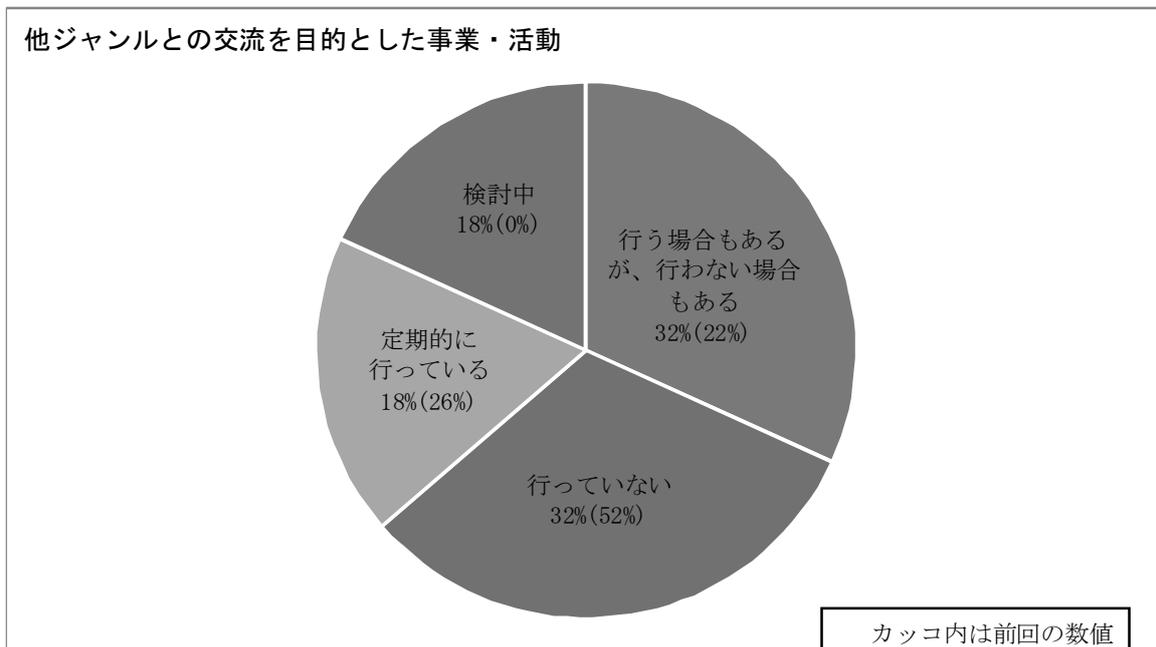
千葉県ホームページの利用についてたずねたところ、「利用したことがない」が 76%、「利用したことがある」が 24%でした。

問7. 貴団体では、団体として後継者育成のための事業や活動を行っていますか。(1つ選択) (n:22)



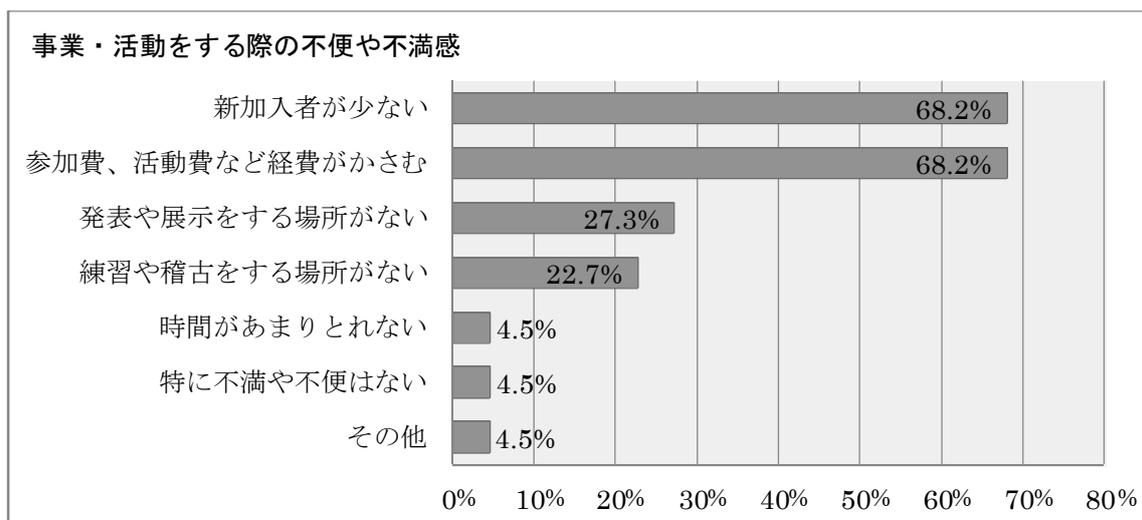
後継者育成を目的とした事業・活動についてたずねたところ、「定期的に行っている」が63%、「その都度行う場合もあるが、行わない場合もある」「行っていない」が14%、「検討中」が9%でした。

問8. 貴団体では、他ジャンルの芸術文化団体との交流（コラボレーションを含む）を目的とした事業や活動を行っていますか。(1つ選択) (n:22)



他ジャンルとの交流を目的とした事業・活動についてたずねたところ、「行う場合もあるが、行わない場合もある」「行っていない」がともに32%、「定期的に行っている」「検討中」が18%でした。

問9. 貴団体では、団体として事業や活動を行う際に不満や不便を感じたことがありますか。また、「その他」とした場合は具体例をご記入ください。(3つ以内選択) (n:44)



事業・活動をする際の不便や不満感についてたずねたところ、「新規加入者が少ない」「参加費や活動費など、経費がかさむ」が68.2%でもっとも高く、次いで「発表や展示をする場所がない」が27.3%、「練習や稽古をする場所がない」が22.7%と続き、「時間があまりとれない」「特に不満や不便はない」「その他」が4.5%でした。

問10. 貴団体では、今後の団体のあり方として、課題としていることや悩みごとがありますか。(自由記載) (n:20)

団体としての課題や悩みごとについてたずねたところ、主なものとして次のような記載がありました。

<後継者>

- ・会員の高齢化。
- ・新規加入者が少ないこと。担い手の固定化が課題。
- ・日本の伝統芸術文化の後継者育成事業を実施するには、費用の負担が大きく、活動がむずかしいこと。

<文化施設>

- ・定期的公演を行うための会場の確保。
- ・会館の使用料金が安いこと。

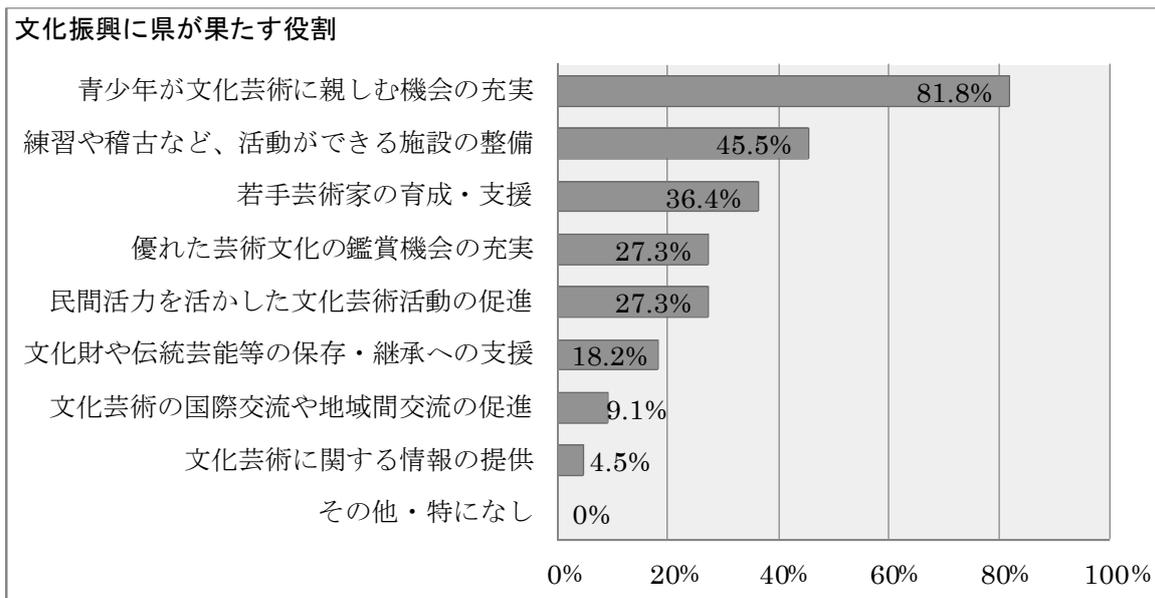
<事業>

- ・会員の高齢化に伴い、各行事への参加人数が減少気味である。
- ・会員の高齢化による活動の制約。

<運営>

- ・補助金削減による活動の制約。
- ・平日、仕事を休んで動ける人が限られてしまうので、苦勞する。

問 11. 千葉県文化芸術を振興するために、県が果たす役割はどのようなことだと思いますか。  
また、「その他」とした場合は具体例をご記入ください。(3つ以内選択) (n:55)



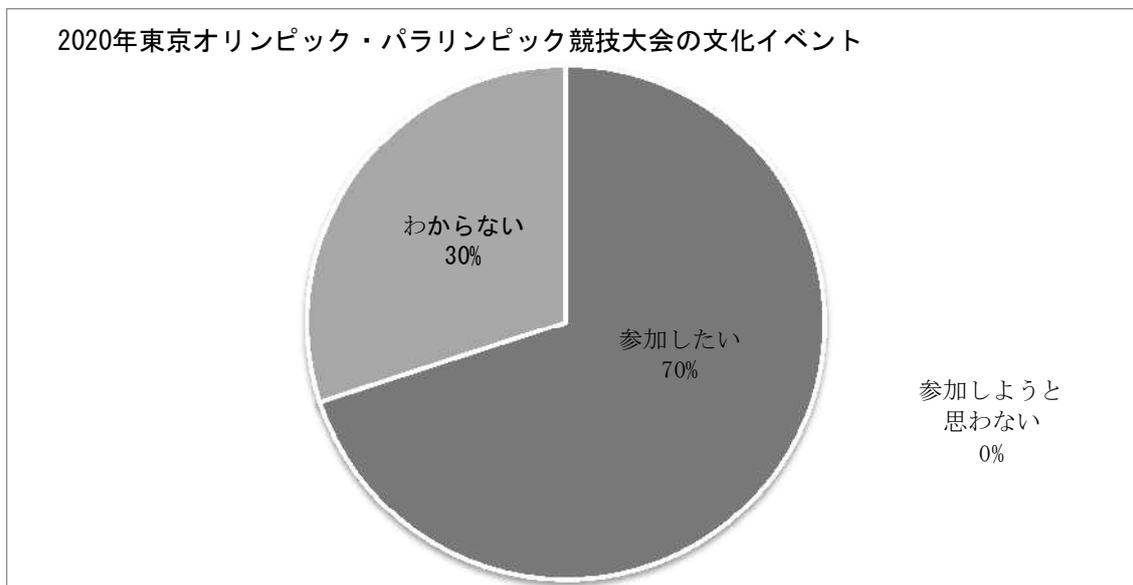
文化振興に県が果たす役割についてたずねたところ、「青少年が文化芸術に親しむ機会の充実」が 81.8%でもっとも高く、次いで「練習や稽古など、文化芸術活動ができる施設の整備」が 45.5%、「若手芸術家の育成・支援」が 36.4%、「優れた芸術文化の鑑賞機会の充実」「民間活力を活かした文化芸術活動の促進」が 27.3%、「文化財や伝統芸能等の保存・継承への支援」が 18.2%、「文化芸術の国際交流や地域間交流の促進」が 9.1%、「文化芸術に関する情報の提供」が 4.5%、「その他」「特になし」は 0%でした。

問 12. 「ちば文化」(千葉県固有の文化、千葉県らしさ)でイメージするものは、どのようなものですか。  
(自由記載) (n:14)

「ちば文化」のイメージについてたずねたところ、主なものとして次のような記載がありました。

- ・古い歴史と豊かな国土、住みやすい気候と明るい人間性。
- ・豊かな自然を活かした郷土芸能や生活文化。
- ・海(川)と大地(緑)、漁業と農業、林業。それらの生活の中で生まれ育まれて来た伝統文化、芸能等、そしてそれらを支えてきた材料、技術。
- ・首都圏の一画として、経済・文化の振興、温暖な気候、風土。
- ・一都三県からなる大都市に併合されて、千葉固有の「らしさ」が希薄である。
- ・名産物の食文化。
- ・遺跡、文化財。
- ・少年少女オーケストラ。
- ・特になし。

問 13. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、リオ五輪後から東京大会までの4年間、文化イベントのプログラムを全国津々浦々で行うことが予定されています。貴団体は、文化イベントのプログラムに参加しようと思いますか。(1つ選択) (n:20)



2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化イベントについてたずねたところ、「参加したい」が70%、「わからない」が30%、「参加しようと思わない」は0%でした。

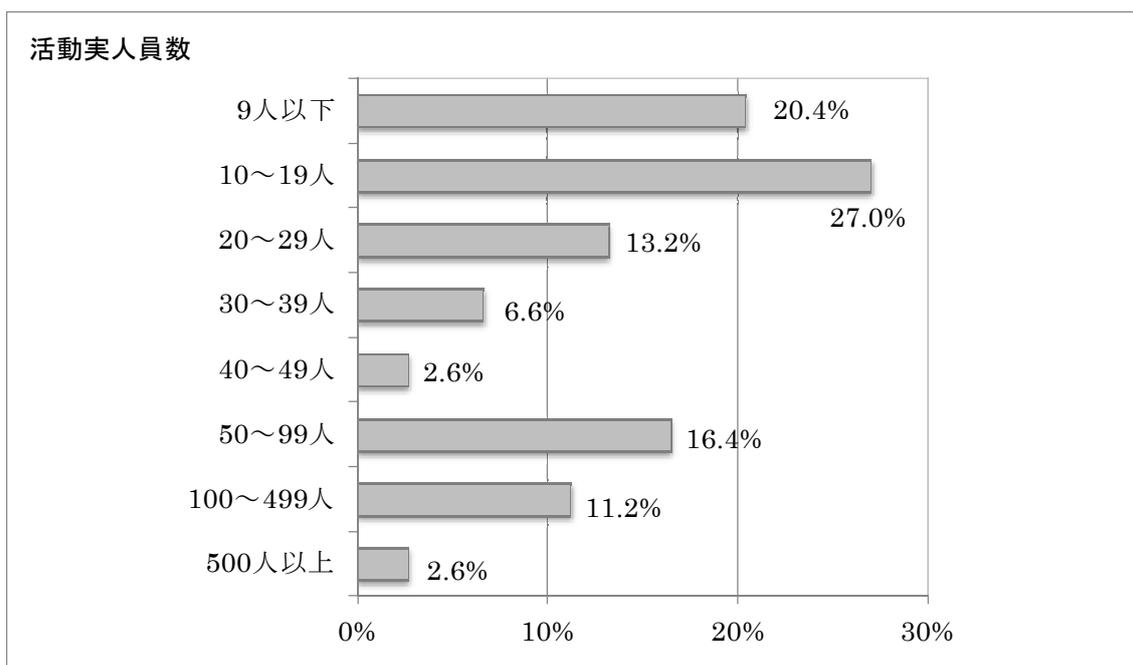
## 5 文化芸術活動に関する調査② ー特定非営利活動法人へのアンケートー

### 【調査の実施状況等】

- (1) 調査対象 文化芸術活動を行う特定非営利活動法人  
※アンケート調査票は「学術、文化、芸術又はスポーツ」を活動分野として  
いる千葉県及び千葉市認証NPO法人 685法人へ配布
- (2) 調査時期 平成27年10月1日～10月21日
- (3) 調査方法 アンケート調査票の配布・記入・回収及び県ホームページアンケートフォームでの回答
- (4) 回答状況 152団体が回答（回答率22.2%）
- (5) 調査項目
  - 問1. 活動実人員数について
  - 問1-2. 活動実人員の平均年齢について
  - 問2. 主な文化芸術活動について
  - 問2-2. 事業の対象者について
  - 問3. 成果発表会等の実施頻度について
  - 問3-2. 成果発表会等での会員外の受入れ体制について
  - 問3-3. 成果発表会等での会員外からの費用負担について
  - 問4. PR活動の頻度について
  - 問4-2. PRの手段・方法について
  - 問5. ホームページの有無について
  - 問6. 千葉県ホームページの利用について
  - 問7. 今後のあり方としての課題について
  - 問8. 「ちば文化」のイメージについて
  - 問9. 文化振興に県が果たす役割について
  - 問10. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化イベントについて
  - 問11. 国及び県に期待することについて

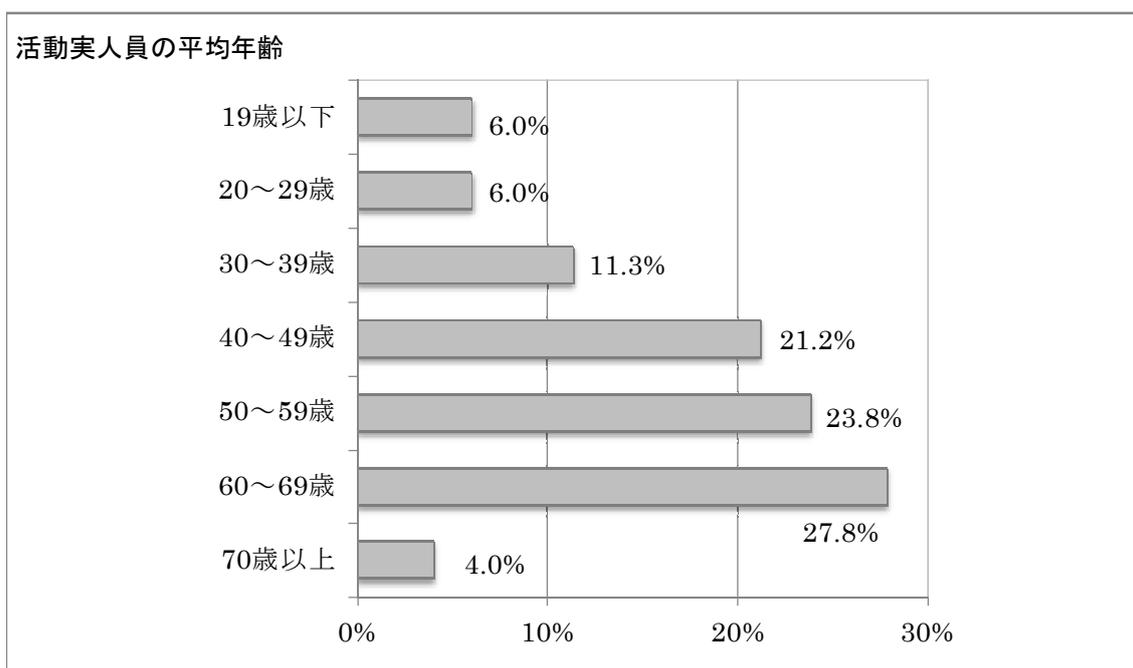
【調査結果】

問 1. 現在の活動実人員の人数について、お答えください。(n:152)



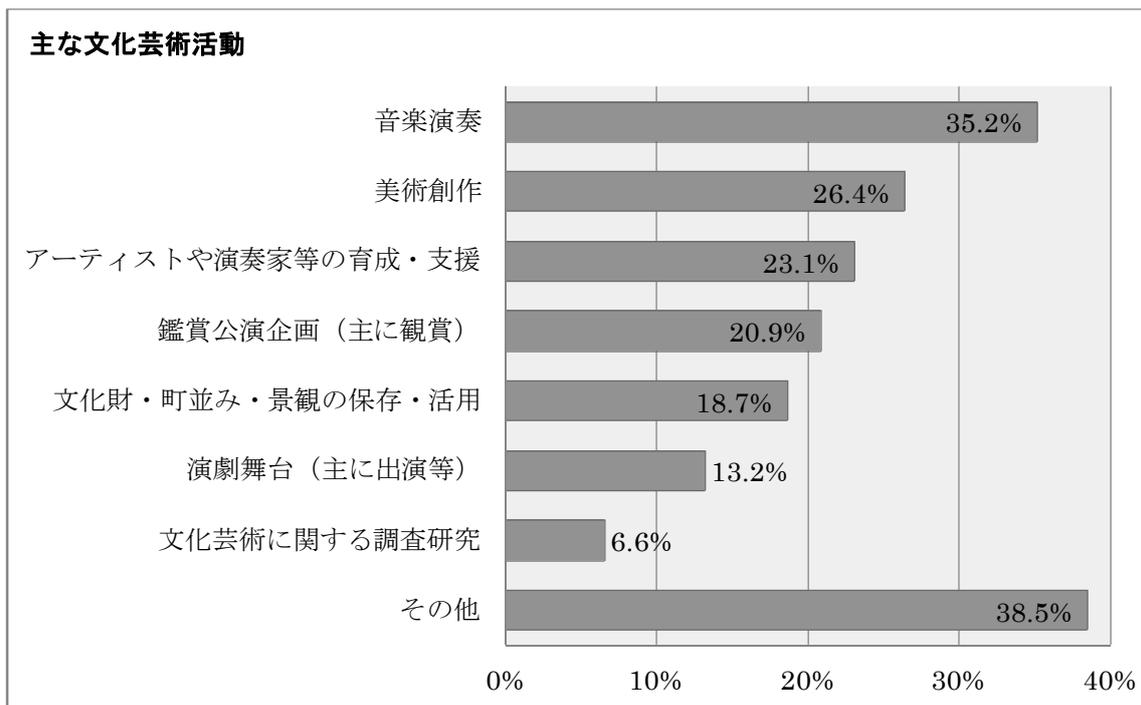
法人の活動実人員数についてたずねたところ、最も多いのは「10～19人」でした。

問 1-2. 活動実人員の平均年齢について、お答えください。(1つ選択) (n:151)



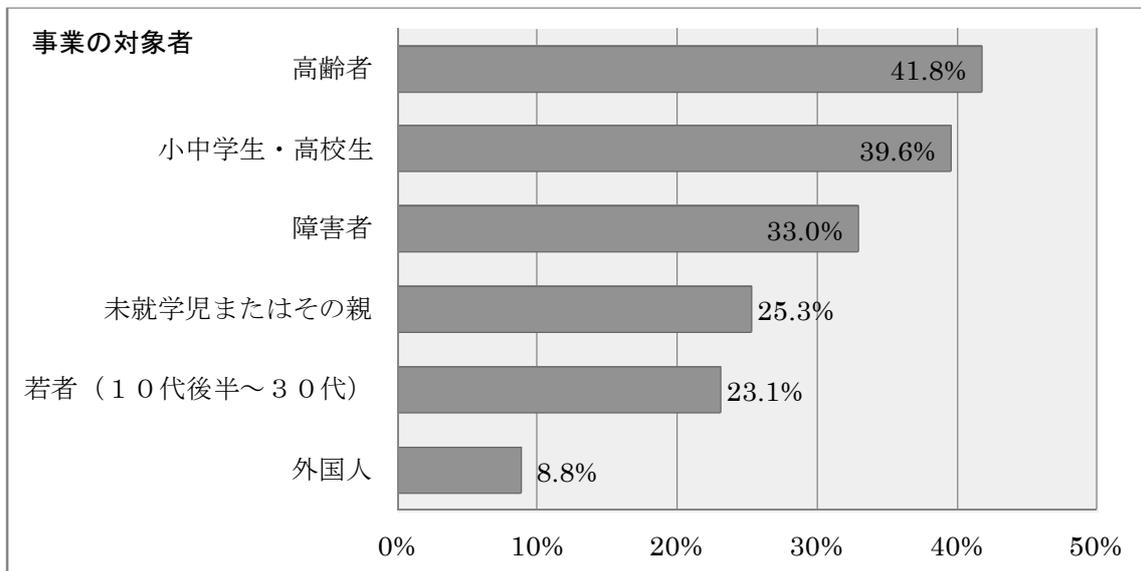
会員の平均年齢についてたずねたところ、「60～69歳」が27.8%でもっとも高く、次いで「50～59歳」が23.8%、「40～49歳」が21.2%でした。

問2. 主に行っている文化芸術活動に関する事業について、お答えください。(複数回答可) (n:91)



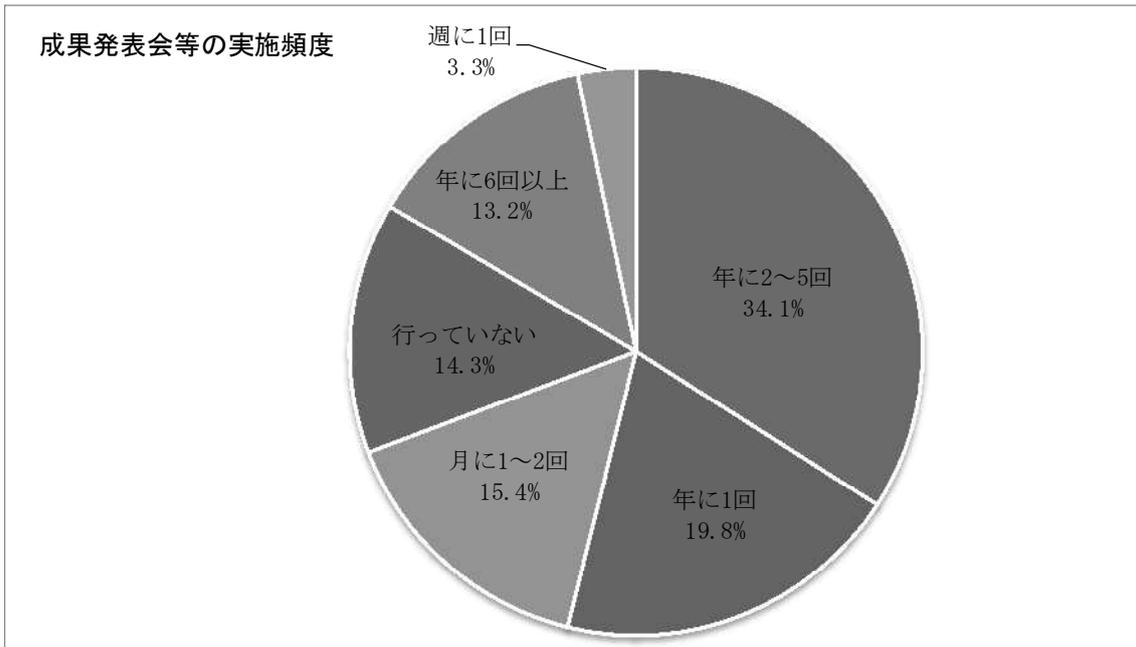
主に行っている文化芸術活動についてたずねたところ、「音楽演奏」が35.2%と最も多く、次いで「美術創作」が26.4%、「アーティストや演奏家等の育成・支援」が23.1%でした。また、「その他」としては、「茶道・華道」「囲碁・将棋」「芸術活動の側面支援」などがありました。

問2-2. 問2で行っている活動の中で、特定の対象者向けの事業を行っていますか。(複数回答可) (n:91)



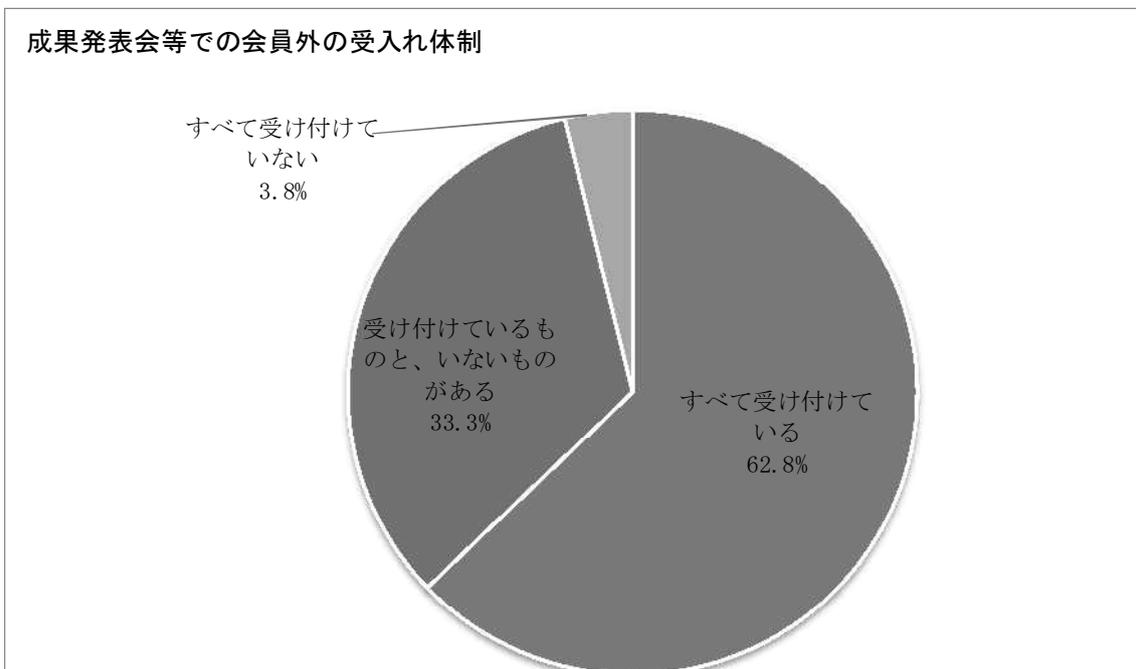
事業の対象者についてたずねたところ、「高齢者」が41.8%と最も多く、次いで「小中学生・高校生」が39.6%、「障害者」が33.0%でした。

問3. 文化芸術活動の成果の発表会や展示会等をどのくらい行っていますか。(1つ選択) (n:91)



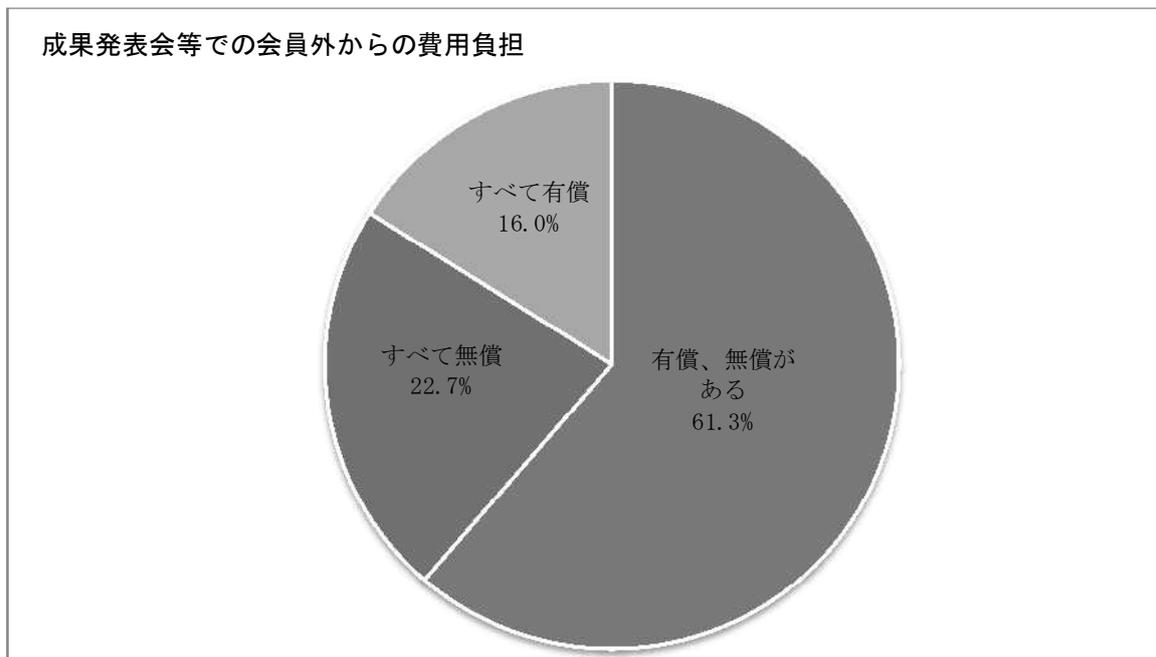
成果発表会等の実施頻度についてたずねたところ、「年に2~5回」が34.1%でもっとも高く、次いで「年に1回」が19.8%、「月に1~2回」が15.4%で、「行っていない」ところが14.3%でした。

問3-2. 問3で行っているとした場合、それは一般の方(会員以外)の参加(観覧、聴講)も受け付けていますか。(1つ選択) (n:78)



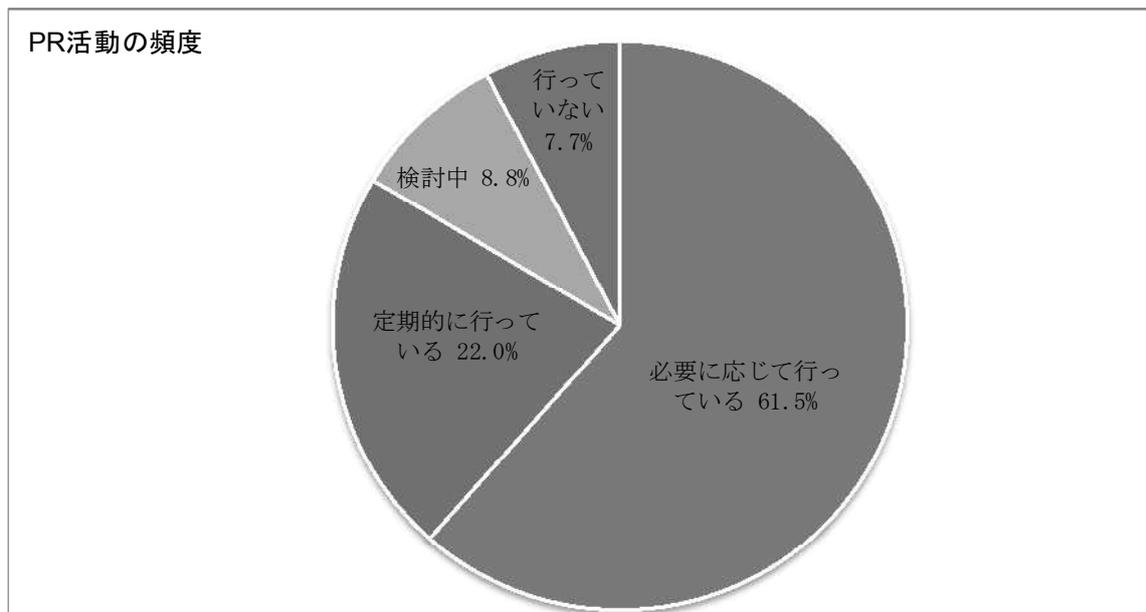
成果発表会等での会員外の受入れ体制についてたずねたところ、「すべて受け付けている」が62.8%で、「受け付けているものと、受け付けていないものがある」が33.3%で、9割以上が会員外の受入れを行っていました。

問3-3. 問3-2で「すべて受け付けている」「受け付けているものと、受け付けていないものがある」と答えた方におたずねします。その場合、それは有償でしょうか、無償でしょうか。  
(1つ選択) (n:75)



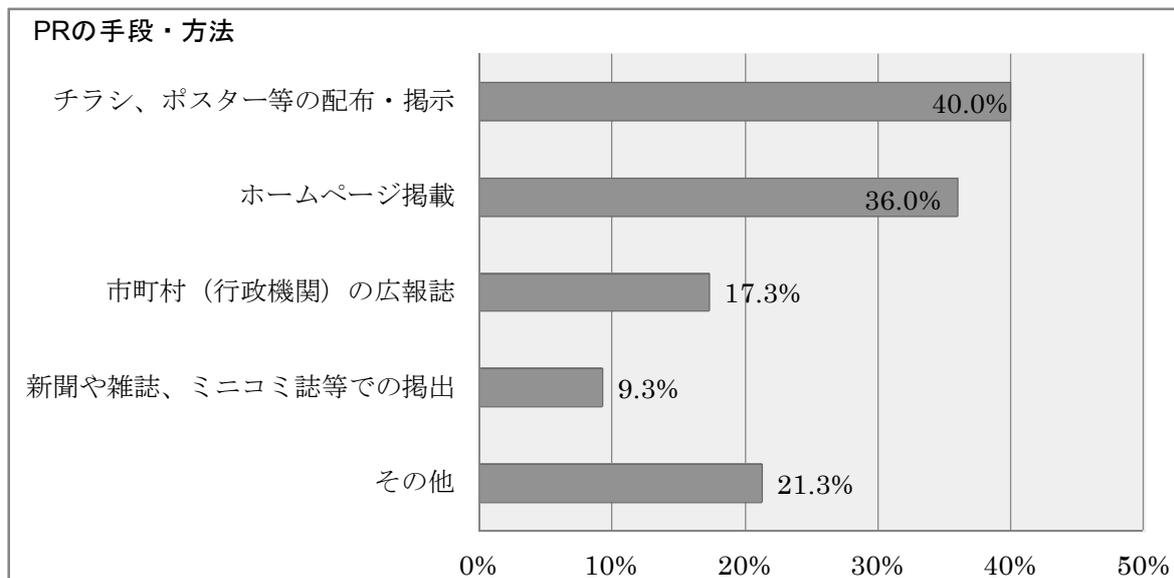
成果発表会等での会員外からの費用負担についてたずねたところ、「有償のもの、無償のものがある」が61.3%、「すべて無償(参加費徴収など)」が22.7%、「すべて有償(参加費徴収など)」が16.0%でした。

問4. 事業や活動について、新規会員獲得につなげるようなPR活動を行っていますか。  
(1つ選択) (n:91)



PR活動の頻度についてたずねたところ、「必要に応じて行っている」が61.5%、「定期的に行っている」が22.0%で、8割以上がPR活動を行っていました。

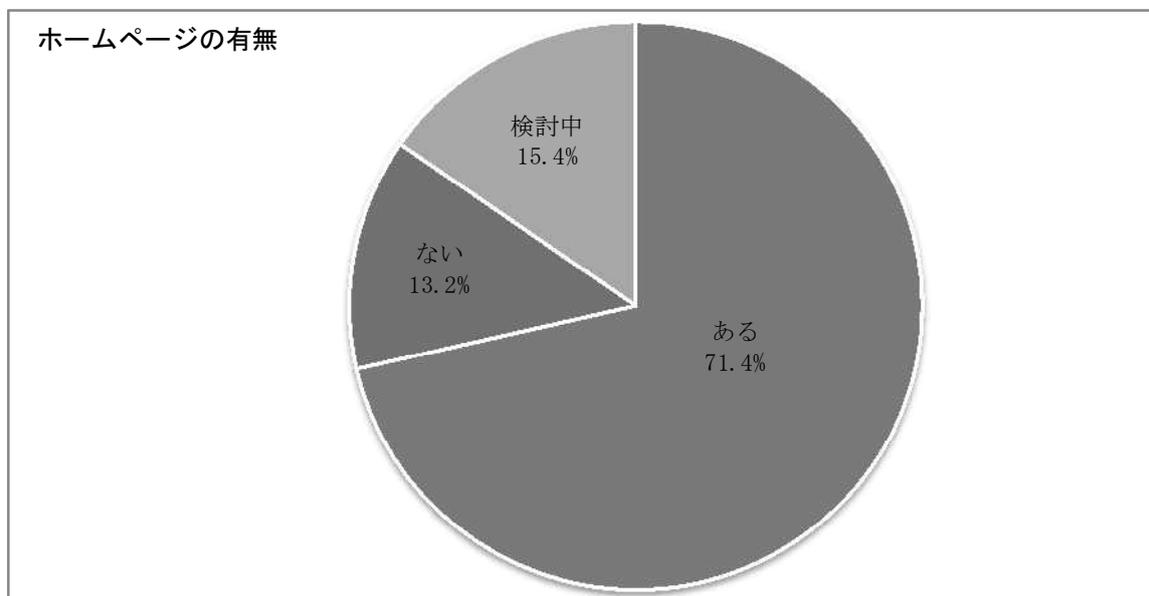
問 4-2. 問 4 で「定期的に行っている」「必要に応じて行っている」と答えた方におたずねします。その場合、それはどのような方法をとっていますか。また、「その他」とした場合は具体例をご記入ください。(いくつでも) (n:75)



PRの手段・方法についてたずねたところ、「チラシ、ポスター等の配布・掲示」が40.0%でもっとも高く、次いで「ホームページ掲載」が36.0%でした。

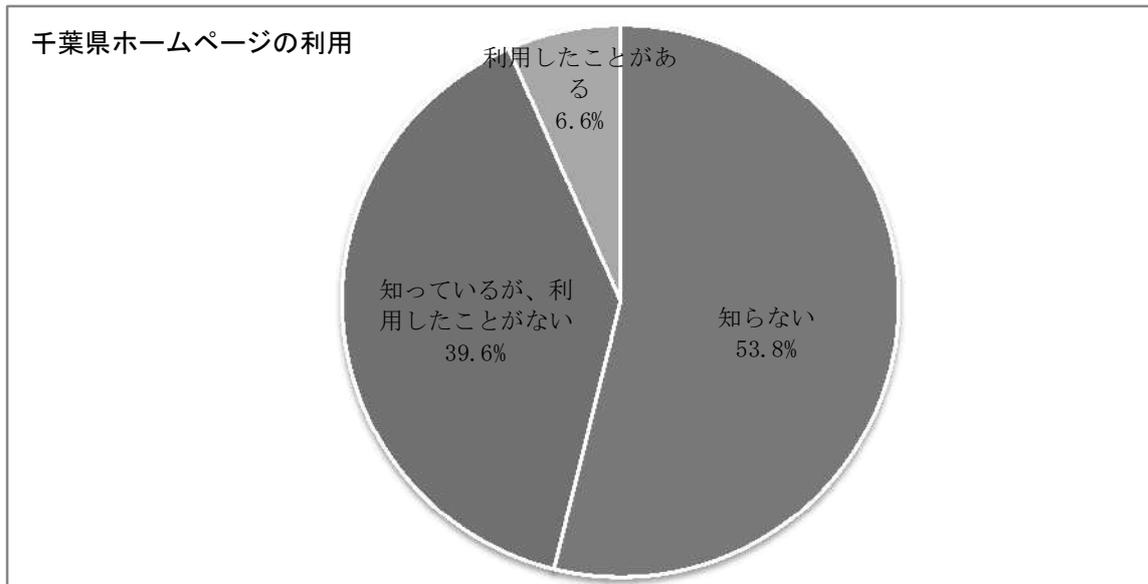
また、「その他」としては、「口コミ」「SNSの活用」「行事開催時でのPR」などがありました。

問 5. 法人の専用のホームページをお持ちですか。(1つ選択) (n:91)



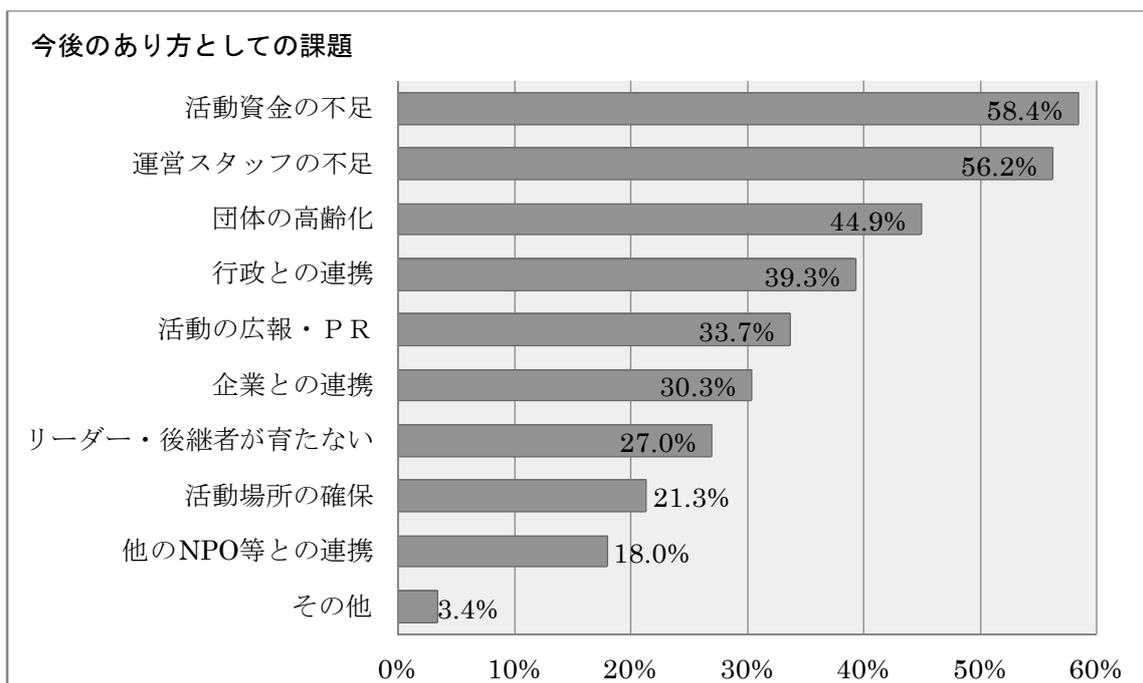
ホームページの有無についてたずねたところ、「ある」が71.4%、「ない」が13.2%、「検討中である」が15.4%でした。

問 6. 県のホームページ「ちば文化交流ボックス」では地域のイベント情報を掲載していますが、御存知ですか、また利用したことがありますか。(1つ選択) (n:91)



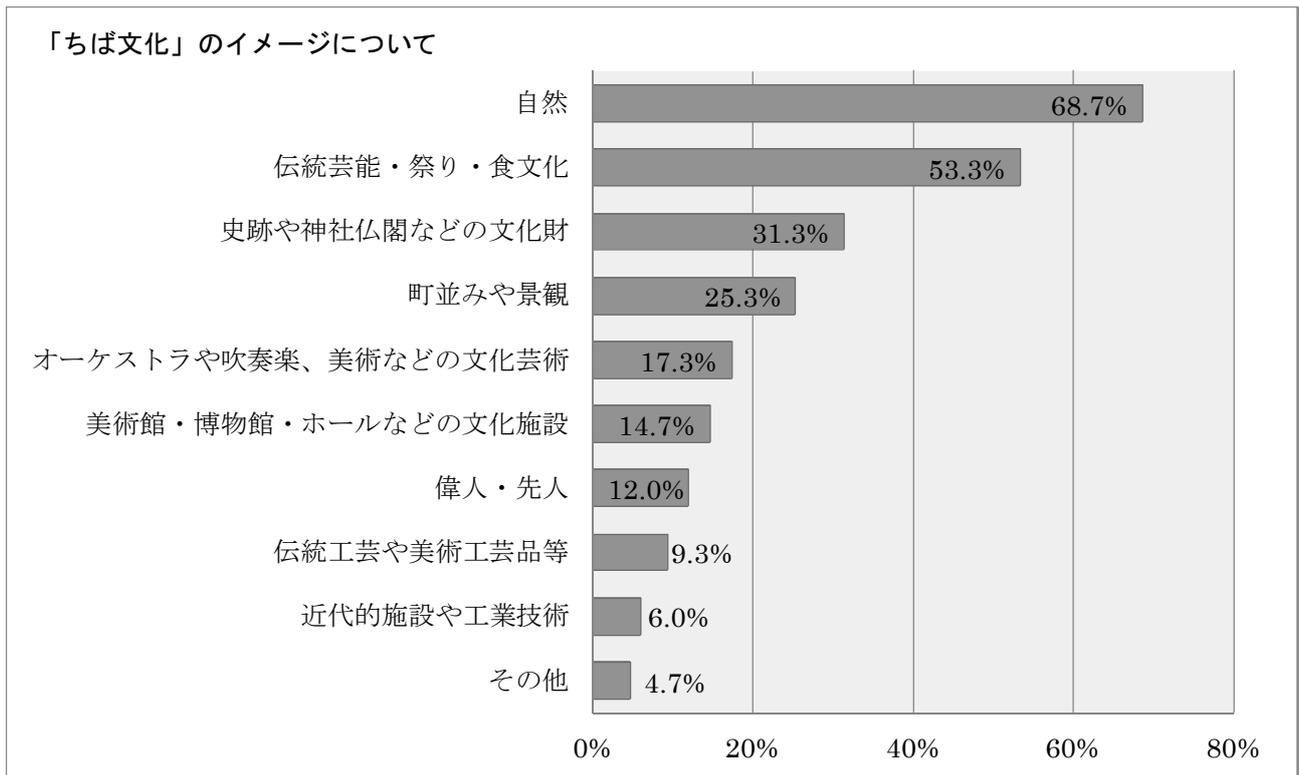
県庁ホームページ「ちば文化交流ボックス」についてたずねたところ、「知らない」が 53.8%、「利用したことがある」が 6.6%でした。

問 7. 今後の法人のあり方として、課題としていることはありますか。(1つ選択) (n:89)



今後の法人のあり方としての課題についてたずねたところ、「活動資金の不足」が 58.4%、「運営スタッフの不足」が 56.2%、「団体の高齢化」が 44.9%でした。

問8. 「ちば文化」でイメージするものは、どのようなものですか。(複数回答可) (n:150)

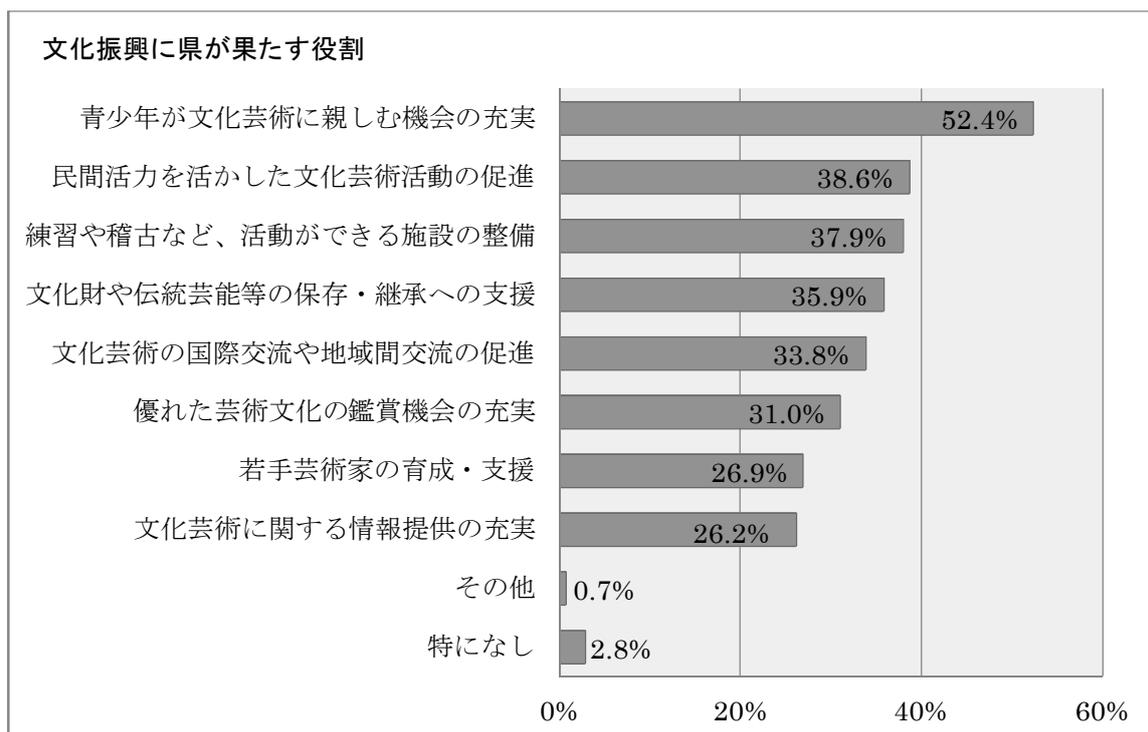


「ちば文化」でイメージするものについてたずねたところ、「自然」が68.7%で最も多く、次いで「伝統芸能・祭り・食文化」が53.3%、「史跡や神社仏閣などの文化財」が31.3%、「町並みや景観」が25.3%でした。

また、「その他」として、「温暖な土地柄」「全国的全世界的に活躍している人材」などがありました。なお、具体的な内容として、次のような記載がありました。

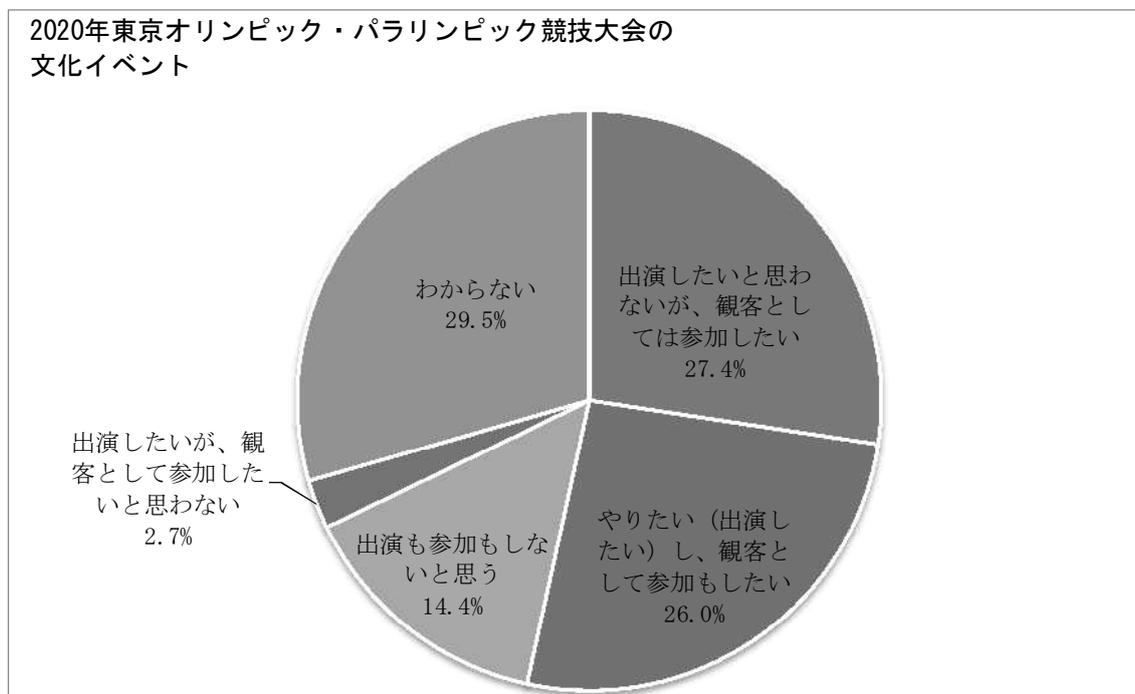
- ・三方を海に囲まれ自然が豊かなこと。山と海の自然の共存。都心に近い田舎。変化に富んだ自然など。
- ・山のものも海のものもある、食文化がすばらしい。
- ・屏風ヶ浦と銚子の漁業（食べ物）。
- ・里山、谷津田の景観。利根運河の歴史・景観。
- ・成田空港を中心とした諸文化（成田山書道美術館など）。
- ・香取神宮。
- ・御成街道、御茶屋御殿、太巻き寿司。
- ・鋸山、鹿野山、犬吠埼。
- ・ディズニーリゾート、幕張メッセ、アンデルセン公園、房総のむら。
- ・小・中・高校の吹奏楽部、柏を中心としたストリートミュージシャンなど、音楽のイメージ。
- ・ニューフィル千葉や少年少女オーケストラなどの文化芸術。
- ・文化はあまり感じない。
- ・インパクトのあるものが無いのが千葉らしさかなと思う。
- ・古さと新しさの融合。

問 9. 千葉県の文化芸術を振興するために、県が果たす役割はどのようなことだと思いますか。また、「その他」とした場合は具体例をご記入ください。(複数回答可) (n:145)



文化振興に県が果たす役割についてたずねたところ、「青少年が文化芸術に親しむ機会の充実」が52.4%でもっとも高く、次いで「民間活力を活かした文化芸術の促進」が38.6%、「練習や稽古など、活動ができる施設の整備」が37.9%、「文化財や伝統芸能等の保存・継承への支援」が35.9%でした。

問 10. 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、リオ五輪後から東京大会までの4年間、文化イベントのプログラムを全国津々浦々で行うことが予定されています。法人として、文化イベントのプログラムをやりたい（出演したい）、または観客として参加しようと思いませんか。（1つ選択）（n:146）



2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の文化イベントについてたずねたところ、「やりたい（出演したい）し、観客として参加もしたい」が 26.0%、「出演したいが、観客として参加したいと思わない」が 2.7%、「出演したいと思わないが、観客としては参加したい」が 27.4%で、文化プログラムに何らかの形で出演・参加したいと考えている法人が半数以上でした。

また、具体的な文化イベントとしては、次のような記載がありました。

- ・ 日本文化のおもてなし、日本舞踊でおもてなしイベント
- ・ 囲碁大会
- ・ 舞台公演・展覧会
- ・ 展覧会（障害者アート）
- ・ ハワイアンイベント
- ・ 世代間の交流を実現するイベント
- ・ 歴史的な建物や街中でのイベント
- ・ その地域ならではの自然の紹介等
- ・ 演奏や展示等
- ・ 被災地支援

問 11. 国及び県に期待することがあれば、記入してください。（自由記載）（n:20）

国及び県に期待することについてたずねたところ、次のような記載がありました。

- ・ 予算の大幅増額を含む本格的な取り組み。
- ・ 文化芸術活動の実践に向けた相談や支援体制の充実。
- ・ 優れた公演会、展示会などの鑑賞機会の充実。

- ・公演場所等の無料提供や若い芸術家の支援が必要と考える。
- ・千葉県は他県に比べて芸術文化活動の機会や場が少ないので考えてほしい。
- ・文化施設の整備をすすめてほしい（エレベーターの設置など高齢化対策 等）。
- ・障害者に広く社会活動参加の門戸を開いてほしい。
- ・ユニバーサルな視点を取り入れ、障害のある方などがインクルードされるような芸術・文化活動のし  
かけを作ってほしい。
- ・歴史的建物の保存や改修は自己資金では限界があるので、ぜひ公的な補助を受ける方法などを教えて  
ください。
- ・国、県、市、商工会議所、商店会、市民活動など別々に活動している活動を統括して一つの大きなム  
ーブメントとして集約してほしい。
- ・日本の文化をもっともっと大事にしてほしい。
- ・無事に東京オリンピックを開催できるよう力をあわせてほしい。

## 6 県内市町村の文化振興条例・計画等の状況

県内市町村での文化振興条例・計画等の策定状況は次のとおりであり、それぞれの地域の個性、特色を生かした文化行政が進められています。（平成28年3月県県民生活・文化課調査）

### (1) 文化振興のための条例の制定状況

市町村名	条例名	制定年月
流山市	流山市文化芸術振興条例	平成26年12月
我孫子市	我孫子市文化芸術振興条例	平成21年6月

### (2) 文化振興のための計画等の策定状況

市町村名	指針等の名称	策定年月	計画期間
千葉市	千葉市文化芸術マスタープラン 第2次千葉市文化芸術振興計画	平成11年3月 平成28年3月	平成12年4月 平成28年4月～35年3月
市川市	市川市文化振興ビジョン	平成15年3月	平成15年3月～38年3月
松戸市	松戸市文化芸術振興基本方針	平成26年3月	平成26年4月～33年3月
柏市	第三次柏市芸術文化振興計画	平成23年4月	平成23年4月～28年3月
八千代市	八千代市文化芸術の振興に関する基本方針	平成20年4月	
我孫子市	我孫子市文化芸術振興基本方針	平成22年2月	平成27年2月～32年2月
浦安市	浦安市文化振興ビジョン	平成18年3月	

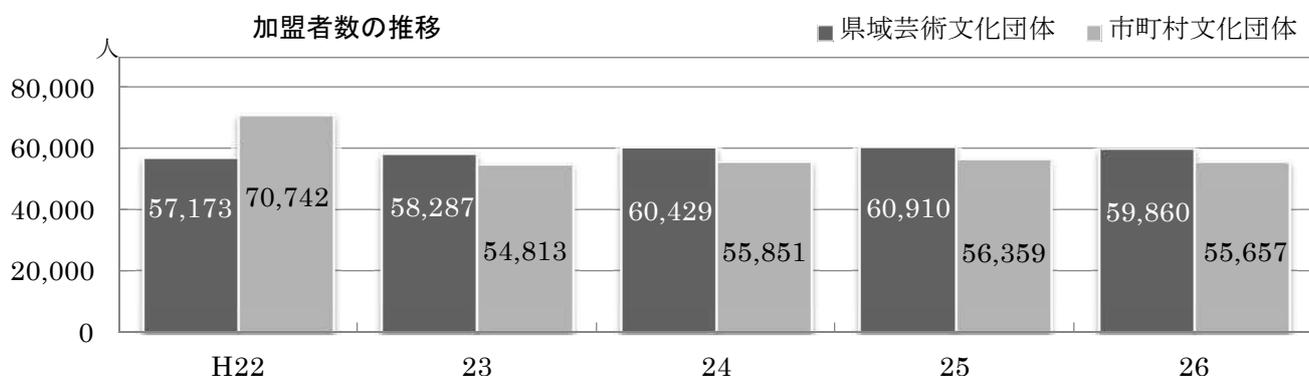
## 7 文化芸術団体・文化振興関連の法人等

### (1) 千葉県芸術文化団体協議会

千葉県芸術文化団体協議会は、昭和45年、千葉県下の芸術文化団体相互の理解を深めるとともに、千葉県の芸術文化の振興に寄与することを目的に設立されました。県域芸術文化団体と市町村文化団体の2種の団体で構成されています。

千葉県芸術文化団体協議会 (平成26年度)

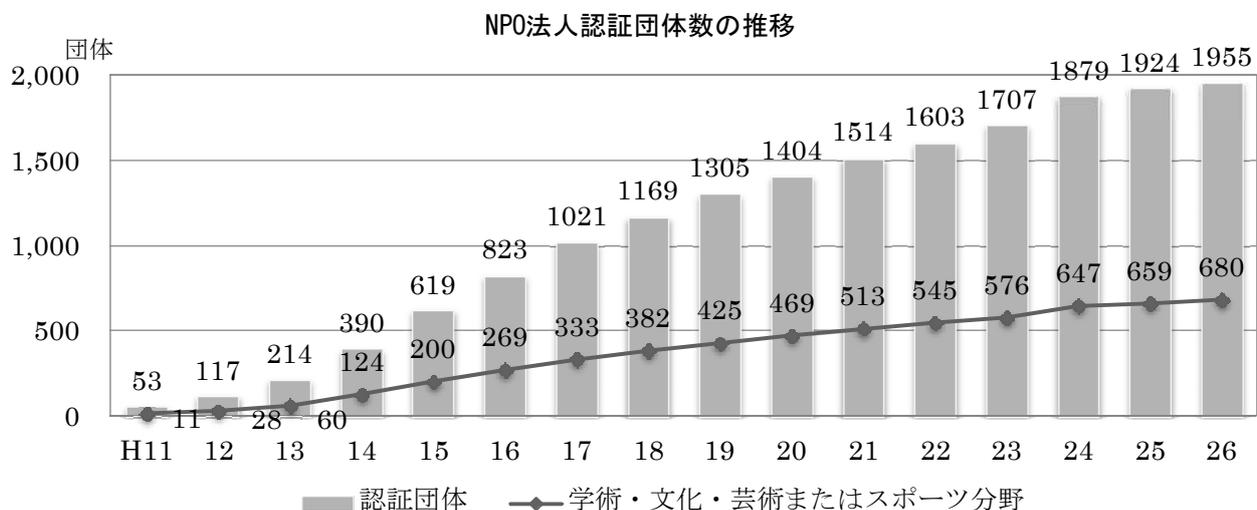
	加盟団体数	加盟者数
県域芸術文化団体	22 団体	59,860 人
市町村文化団体	34 団体	55,657 人
計	56 団体	115,517 人



### (2) 特定非営利活動法人

特定非営利活動法人 (NPO 法人) は、平成10年に特定非営利活動促進法が制定されて以来、平成26年度末現在で1,955団体が認証されており、そのうち活動分野に「学術、文化、芸術又はスポーツ」分野を含む団体は680団体で、3割強の団体が活動分野として「学術、文化、芸術又はスポーツ」分野を掲げています。

\*法律では活動分野を20に分類しており、1団体で複数の活動分野を掲げることができます。



### (3) 文化振興関連の公益法人等

県内の公益法人のうち、事業の種類に「文化及び芸術の振興を目的とする事業」を含む公益法人の一覧です。(平成28年3月県民生活・文化課調査)

\*法律では事業を23に分類しており、1法人で複数の事業を掲げることができます。

法人名	法人名
公益財団法人飯島藤十郎記念食品科学振興財団	公益財団法人千葉市教育振興財団
公益財団法人市川市文化振興財団	公益財団法人千葉市文化振興財団
公益財団法人市原市地域振興財団	公益社団法人千葉青年会議所
公益財団法人市原市文化振興財団	公益財団法人塚本美術館
公益財団法人印旛郡市文化財センター	公益財団法人土屋文化振興財団
公益財団法人浦安市施設利用振興公社	公益財団法人摘水軒記念文化振興財団
公益社団法人柏青年会議所	公益財団法人東金文化・スポーツ振興財団
公益財団法人金谷美術館	公益社団法人習志野青年会議所
公益社団法人北之台雅楽アンサンブル	公益財団法人習志野文化ホール
公益財団法人君津市文化振興財団	公益財団法人成田山文化財団
公益財団法人航空科学博物館	公益財団法人ニューフィルハーモニー オーケストラ千葉
公益財団法人興風会	公益財団法人船橋市公園協会
公益社団法人佐倉市観光協会	公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉 サービスセンター
公益社団法人佐倉青年会議所	公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社
公益財団法人高梨本家	公益財団法人松戸市文化振興財団
公益財団法人ちばぎんみらい財団	公益財団法人茂木本家美術館
公益財団法人千葉県教育振興財団	公益財団法人八千代市文化・スポーツ振興財団
公益財団法人千葉県文化振興財団	公益財団法人四街道市地域振興財団
公益社団法人千葉市観光協会	

(国・都道府県公式公益法人行政統合情報サイトより)

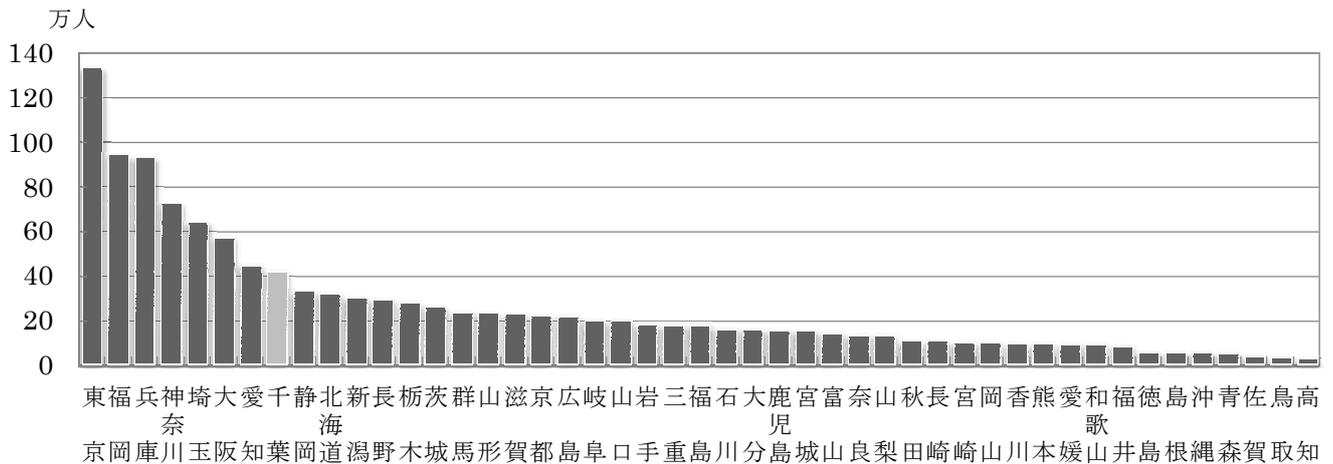
## 8 文化施設の状況

### (1) 文化会館

千葉県内の文化会館の設置数は54館（うち県立は4館）で全国第9位、文化会館ホールにおける事業（舞台芸術・芸術公演事業）の入館者数は420,498人で全国第8位となっています。

\*「文化会館」の設置数は、地方公共団体又は民間が設置する劇場・市民会館・文化センター等で、座席数300席以上のホールを対象としています。

文化会館ホールにおける事業の入館者数（平成22年度）

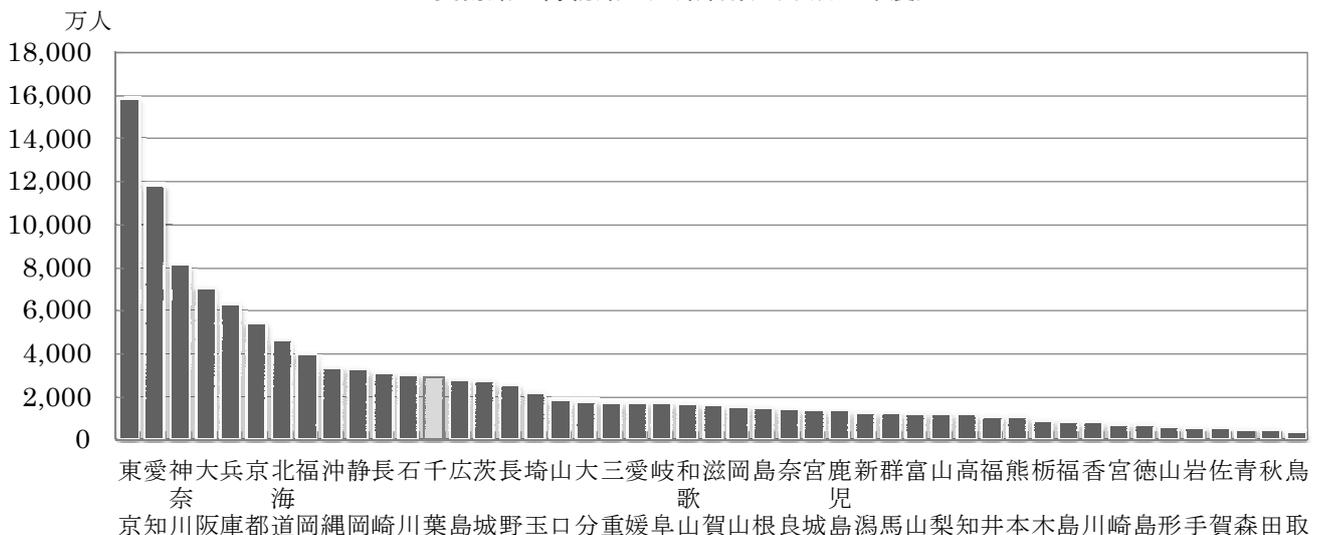


（文部科学省・社会教育調査より）

### (2) 美術館・博物館

千葉県内の美術館・博物館の設置数は39館（うち県立は5）で全国第9位、入館者数は約288万人で全国第13位です。

美術館・博物館の入館者数（平成22年度）

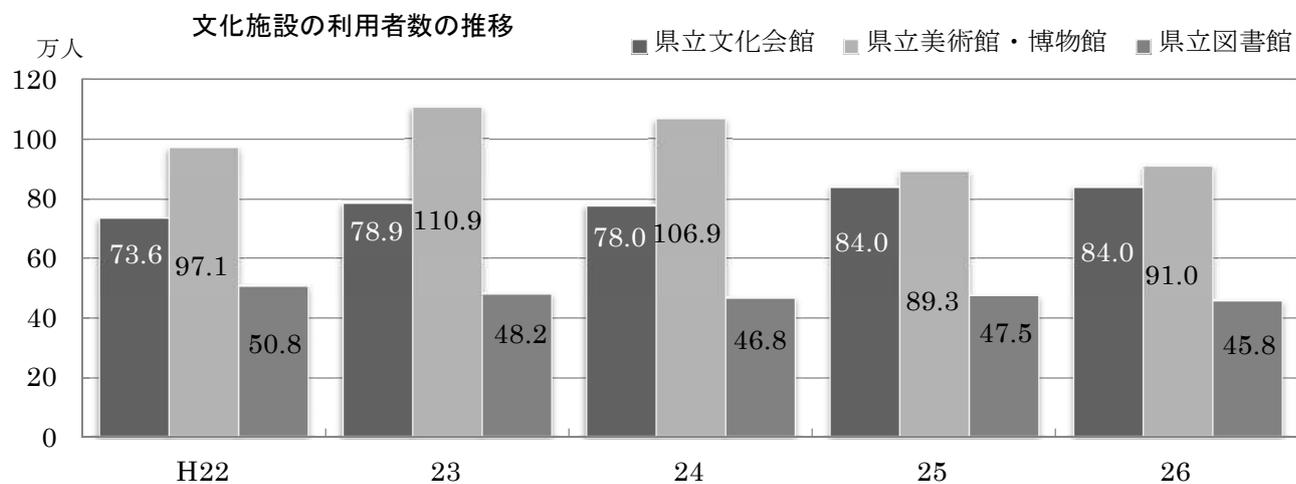


（文部科学省・社会教育調査より）



#### (4) 県立文化施設の利用者入館者数

平成 26 年度の県立文化会館、美術館・博物館、図書館の利用者・入館者は、文化会館 839,938 人、博物館 909,876 人、図書館 458,321 人でした。



## 9 国・県指定文化財、ちば遺産 100 選・ちば文化的景観、県指定伝統的工芸品

### (1) 国・県指定文化財

(平成 28 年 3 月 4 日現在)

種 別	件 数 等
指定文化財	681 件 (国指定 133 件、県指定 548 件)
国宝等	5 件
重要文化財等	128 件
重要伝統的建造物群保存地区	1 地区
選定保存技術	1 件
国登録有形文化財 (建造物)	183 件
国登録記念物	2 件
国・県による記録選択	23 件 (国選択 18 件、県選択 5 件)

### (2) ちば遺産 100 選・ちば文化的景観

平成 20 年度に県民の投票及び千葉県文化財保護審議会の意見をもとに、県内を 8 つのゾーンに分け、伝統文化、文化遺産、自然遺産合計 100 件を「ちば遺産 100 選」として、また 60 地区を「ちば文化的景観」として、選定しました (別表-1・2 参照)。

地 域 (ゾーン)	ちば遺産 100 選	ちば文化的景観
干潟の海岸と谷津田景観ゾーン	10 件	5 地区
利根川・江戸川と水運のゾーン	13 件	7 地区
印旛沼の恵みとニュータウンのゾーン	14 件	9 地区
香取の海と水郷、香取神宮・社叢林のゾーン	12 件	4 地区
九十九里浜と地曳漁業・水産業のゾーン	14 件	7 地区
風光明媚な海山と古寺、城ゾーン	11 件	9 地区
黒潮と山の恵みのゾーン	12 件	10 地区
東京湾を望む上総丘陵のゾーン	14 件	9 地区
計	100 件	60 地区

### (3) 伝統的工芸品の指定状況

県内の伝統的工芸品を地場産業として育成するため、昭和 59 年度に千葉県伝統的工芸品指定制度を発足させ、これまでに 181 件を指定しています。

工芸品名	件 数	工芸品名	件 数	工芸品名	件 数
木工品	32 件	金工品	22 件	染色品	17 件
竹工品	16 件	和楽器	11 件	団扇	11 件
郷土玩具	10 件	神祇品	8 件	紐・刺繍	7 件
織物	4 件	人形	6 件	和傘	2 件
筆	2 件	その他工芸品	33 件	計	181 件

別表-1. ちば遺産100選

地域	種別	名称	地域	種別	名称
1 干潟の海岸と谷津田景観ゾーン (千葉市・市川市・船橋市・習志野市・八千代市)	伝	浅間神社の祭礼と神楽(千葉市)	50	伝	九十九里地域の神楽と獅子舞 北之幸谷の獅子舞(東金市)・鎌数の神楽(旭市)・永田旭連の獅子舞(大網白里市)
	伝	下総三山の七年祭り(千葉市・船橋市・習志野市・八千代市)	51	伝	九十九里大漁節(九十九里町)
	文	加曾利貝塚(千葉市;国指定)	52	文	広済寺の鬼来迎(横芝光町;国指定)
	文	青木昆陽の甘藷試作地(千葉市)	53	文	常灯寺の木造薬師如来坐像(銚子市;国指定)
	文	旧神谷伝兵衛稲毛別荘(千葉市;国登録)	54	文	粟島台遺跡出土の椰子の実容器と琥珀(銚子市)
	文	中山法華経寺の日蓮筆『立正安国論』(市川市;国宝)	55	文	大原幽学遺跡旧宅・墓および宅地耕地地割(旭市;国指定)
	文	中山法華経寺の伽藍(市川市;国指定)	56	文	飯高檀林跡(飯高寺)(匠達寺・講堂・鼓楼・鐘楼・総門;国指定)
	自	検見川の大賀蓮(千葉市)	57	文	宮谷県庁跡(大網白里市)
	自	葛飾八幡宮の千本イチョウ(市川市;国指定)	58	文	芝山古墳群と埴輪(芝山町・横芝光町;古墳群;国指定)
	自	三番瀬と谷津干潟(市川市・船橋市・習志野市)	59	自	犬吠埼白亜紀浅海堆積物とアンモナイト化石(銚子市;国指定)
11 利根川・江戸川と水運のゾーン (松戸市・野田市・柏市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市)	伝	松戸の万作踊り(松戸市)	60	自	渡海神社の極相林(銚子市)
	伝	野田のつくば舞(野田市)	61	自	屏風ヶ浦(銚子市)
	伝	野田のぼっぱか獅子舞(野田市)	62	自	食虫植物群落(東金市・山武市;国指定)
	文	幸田貝塚出土品(松戸市;国指定)	63	自	山武市のクマガイソウ(山武市)
	文	旧徳川家松戸戸定邸と庭園(松戸市;国指定)	64	伝	上総十二社祭り(茂原市・いすみ市・一宮町・睦沢町・長生村)
	文	野田の醤油生産と高梨氏庭園(野田市;国指定)	65	文	妙楽寺の大日如来坐像(睦沢町;国指定)
	文	北ノ作1・2号墳(柏市)	66	文	長柄横穴群(長柄町;国指定)
	文	利根運河(流山市)	67	文	笠森寺観音堂(長南町;国指定)
	文	相馬郡衛正倉跡(我孫子市)	68	文	渡辺家住宅(大多喜町;国指定)
	文	下総小金中野牧の捕込跡(鎌ヶ谷市;国指定)	69	文	大多喜藩初代藩主の本多忠勝像(大多喜町)
24 印旛沼の恵みとニュータウンのゾーン (成田市・佐倉市・国府街道市・八街市・酒々井町・栄町)	自	浅間神社の極相林(松戸市)	70	文	上総大多喜城本丸跡(大多喜町)
	自	柏市内・手賀沼上流域の森林と水辺(柏市)	71	自	ミヤコタナゴ(千葉県内;国指定)
	自	鎌ヶ谷市内の社叢林 八幡春日神社・根頭神社の森(鎌ヶ谷市)	72	自	鶴枝ヒメハルゼミ発生地(茂原市;国指定)
	伝	武術 立身流(佐倉市)	73	自	太東海浜植物群落(いすみ市;国指定)
	文	成田山新勝寺の伽藍(成田市;国指定)	74	自	笠森寺自然林(長南町;国指定)
	文	南羽鳥中岫第1遺跡第1号土坑出土遺物(成田市;国指定)	75	伝	安房やわたんまち(館山市)
	文	旧堀田家住宅と庭園(佐倉市;国指定)	76	伝	吉保八幡のやぶさめ(鴨川市)
	文	旧川崎銀行佐倉支店(佐倉市)	77	伝	白間津のオオマチ行事(南房総市;国指定)
	文	鹿山文庫関係資料(佐倉市)	78	文	那古寺観音堂・多宝塔及び銅造千手観音立像(館山市;銅造千手観音立像;国指定)
	文	佐倉順天堂(佐倉市)	79	文	館山市内の洞穴遺跡 大寺山洞穴・鉦切洞穴・安房神社洞窟遺跡(館山市)
38 香取の海と水郷、香取神宮・社叢林のゾーン (香取市・神崎町・東庄町)	文	本佐倉城跡(佐倉市・酒々井町;国指定)	80	文	館山市内の戦争遺跡群(館山市)
	文	松虫寺の薬師如来像(七仏薬師)(印西市;国指定)	81	文	里見氏関係城郭群(館山市・南房総市)
	文	清戸の泉(白井市)	82	文	嶺岡山系の牧遺構(鴨川市・南房総市)
	文	龍角寺と銅造薬師如来坐像(栄町;国指定)	83	文	波の伊八と後藤の宮彫り彫刻(鴨川市)
	文	岩屋古墳と龍角寺古墳群(栄町・成田市;国指定)	84	自	沼のサンゴ層(館山市)
	自	麻賀多神社の森(成田市)	85	自	清澄の大スギ(鴨川市;国指定)
	自	木下貝層(印西市;国指定)	86	自	鴨川の枕状溶岩(鴨川市)
	伝	佐原の山車行事(香取市;国指定)	87	伝	中島の梵天立て(木更津市)
	伝	香取神宮の神幸祭とおらんだ楽隊(香取市)	88	伝	上総掘り技術と同用具(木更津市・袖ヶ浦市;国指定)
	伝	武術 天真伝香取神道流(香取市・成田市・酒々井町)	89	文	長須賀古墳群(金鈴塚古墳)と出土遺物(木更津市;金鈴塚古墳出土遺物;国指定)
40 香取の海と水郷、香取神宮・社叢林のゾーン (香取市・神崎町・東庄町)	伝	笹川の神楽(東庄町)	90	文	小櫃川流域の古墳時代前期前方後円墳(木更津市・君津市)
	文	香取神宮の本殿と楼門(香取市;国指定)	91	文	飯香岡八幡宮の社殿と宝物(市原市;本殿;国指定)
	文	香取神宮の海獣葡萄鏡(香取市;国宝)	92	文	王賜銘鉄剣(市原市)
	文	良文貝塚の香炉型顔面付土器(香取市)	93	文	神門5号墳・神門3号墳出土遺物(市原市)
	文	城山一号古墳の出土品(香取市)	94	文	上総国分僧寺・尼寺と出土遺物(市原市;僧寺跡・尼寺跡;国指定)
	文	伊能忠敬旧宅と遺品(香取市;国指定)	95	文	姉崎古墳群(市原市)
	自	府馬の大クス(香取市;国指定)	96	文	内裏塚古墳群と出土遺物(富津市;内裏塚古墳;国指定)
	自	香取神宮の森(香取市)	97	自	三石山自然林(君津市)
	自	神崎森・神崎の大クス(神崎町;神崎の大クス;国指定)	98	自	高宕山のサル生息地(君津市・富津市;国指定)
	自		99	自	竹岡のヒカリモ発生地(富津市;国指定)
自		100	自	大福山自然林(市原市)	

(凡例) 伝=伝統文化、文=文化遺産、自=自然遺産

別表 - 2 . ちば文化的景観

	地 域	名 称
1	干潟の海岸と谷津田景観ゾーン	千葉市幕張新都心の都市景観と稲毛・検見川周辺の旧海岸景観
2		千葉市大草の谷津田景観・四街道市山梨・中台の谷津田景観
3		千葉市の御茶屋御殿跡と御成街道の景観
4		市川市中山法華経寺の門前町景観
5		船橋の漁港景観
6	利根川・江戸川と水運のゾーン	松戸市矢切の渡しの景観
7		野田市利根川の川回しと水辺景観
8		野田市関宿城の城下町景観
9		野田市の醤油醸造景観
10		柏市「布施弁天」と「あけぼの山農業公園」の利根川流域の景観
11		流山市江戸川流域のクネ(高垣)の屋敷景観
12	我孫子市手賀沼の漁業景観	
13	印旛沼の恵みとニュータウンのゾーン	成田山新勝寺の門前町景観
14		印旛沼とその周辺の里山景観(成田市・佐倉市・印旛村)
15		佐倉城の城下町景観
16		八街市の屋敷林と畑地景観
17		白井市平塚地区の水田と集落景観
18		白井市今井の水塚のある集落景観
19		富里市中沢四ツ塚・四ツ又弁天の水田景観
20		本佐倉城跡と成田街道酒々井宿の町並み景観
21	本埜村押付・栄町布鎌の水塚のある集落景観	
22	香取の海と水郷、香取神宮・社叢林のゾーン	香取市佐原地区伝統的建造物群と小野川の運河景観
23		香取市佐原の水郷の水田と集落景観
24		香取市香取神宮の社叢景観
25		香取市小野川上流域の谷津田景観
26	九十九里浜(海岸平野)と地曳漁業・水産業のゾーン	銚子市の醤油醸造景観
27		銚子の漁港景観
28		東金の溜め池(八鶴湖・雄蛇ヶ池)と九十九里平野の水田景観
29		旭市榑海と干潟八万石の水田と農村景観
30		山武市の山武杉のある景観
31		多古町栗山川流域の谷津田景観
32	九十九里町・白子町の納屋景観と地曳網漁	
33	風光明媚な海山と古寺、城ゾーン	茂原市の六斎市の景観
34		勝浦市鶴原・興津・浜行川等の漁村景観
35		勝浦漁港と朝市景観
36		いすみ市夷隅川中流の山城と水田景観
37		いすみ市の槇の生垣集落の景観
38		長南町坂本の蓮田景観
39		一宮町東浪見寺・睦沢町妙楽寺・長南町笠森寺と自然林の山寺景観
40		大多喜城の城下町景観
41	御宿町御宿の海岸景観と月の砂漠・ドンロドリゴ上陸地	
42	黒潮と山の恵みのゾーン	館山市八幡・南房総市富浦・丸山の槇の生垣の集落景観
43		館山市布良・鴨川市大海・南房総市白浜等の漁村集落景観
44		館山市小網寺・鴨川市清澄寺・大山寺・南房総市小松寺・石堂寺の霊場景観
45		鴨川市曾呂・大山周辺の棚田と集落景観
46		鴨川市天面の漁村集落景観
47		鴨川市小湊・天津・浜荻の漁村集落景観
48		鴨川市鯛ノ浦と誕生寺の門前景観
49		南房総市地震段丘とお花畑景観
50		南房総市和田浦の鯨の食文化の景観
51	鋸南町鋸山採石場跡と日本寺の石造物群	
52	東京湾を望む上総丘陵のゾーン	東京湾岸の京葉工業地帯の景観
53		東京湾盤州干潟の潮干狩りの景観
54		木更津市金田の簀立景観
55		市原市の西広堰の景観
56		市原市の谷津田と農村景観
57		君津市久留里市場の町並みと酒と水の景観
58		富津の漁港景観
59		富津の海苔養殖景観
60		袖ヶ浦市山谷周辺の鎌倉道の景観

## 参 考

- 1 計画の策定経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
- 2 ちば文化推進懇談会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
- 3 房総文化憲章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 4 文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号、平成 13 年 12 月 7 日公布）・・・・・・・・ 75

## 1 計画の策定経緯

---

年月日	委員会等	主な内容
平成 27 年 9 月 16 日 (水)	第 1 回ちば文化推進懇談会	計画策定の方向性について
11 月 18 日 (水)	第 2 回ちば文化推進懇談会	計画の骨子案について
平成 28 年 1 月 27 日 (水)	第 3 回ちば文化推進懇談会	計画案について
2 月 24 日 (水)	計画案公表	
2 月 24 日 (水) ~ 3 月 22 日 (火)	計画案パブリックコメント	

## 2 ちば文化推進懇談会委員

氏 名	役 職 名
猪子 寿之	チームラボ代表
加藤 修	千葉大学教育学部教授
草加 叔也	有限会社空間創造研究所代表取締役
小宮山 勉	柏市教育委員会生涯学習部文化課長
椎名 喜予	認定特定非営利活動法人 江戸優り佐原まちづくりフォーラム理事・事務局長
杉江 敬	館山市市長公室企画課副課長
杉崎 幸子	千葉伝統郷土料理研究会事務局長
鈴木 通大	実践女子大学文学部非常勤講師
新妻 寛	千葉県吹奏楽連盟理事長
橋本 豊	D I C 川村記念美術館館長
平山 泰伸	成田市経済部観光プロモーション課成田ブランド推進室長

(注) ...座長、 ...副座長。(50音順、敬称略)

### 3 房総文化憲章

---



房総の緑と海と土を礎（いしずえ）とし、先人のたゆまぬ努力によってはぐくまれてきた文化を一層発展させ、誇りのもてるふるさと房総を築いていくことは、私たち県民すべての願いです。

社会の移り変わりのなかで、ともすれば失われがちな人と自然との調和や人と人とのきずなを見つめ直し、うるおいや喜びをもたらしてくれる心豊かな県民文化を創造していくことがいま求められています。

私たちは、一人ひとりが文化の担い手であることを自覚し、さまざまな文化との交流を進めつつ、世界に開かれた文化県をめざして、ここに房総文化憲章を定めます。

一人ひとりが文化を愛する心をはぐくみ、県民文化の創造に参加しよう

地域の特色を生かし、水や緑との調和や心のきずなを大切にして、むらやまちづくりを行おう

私たちの財産である伝統文化や文化財を守り、受けついでいこう

空と海とを通じ世界に開かれた房総の特性を生かし、国際文化交流を進めよう

文化の視点に立って行政を進め、心豊かな県民文化の創造を支援しよう

昭和 60 年 11 月 3 日制定

## 4 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号、平成13年12月7日公布）

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条 第六条）

#### 第二章 基本方針（第七条）

#### 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条 第三十五条）

#### 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

#### **（国の責務）**

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### **（地方公共団体の責務）**

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### **（国民の関心及び理解）**

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

#### **（法制上の措置等）**

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## **第二章 基本方針**

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

#### (芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

#### (芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）**

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **（国語についての理解）**

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **（日本語教育の充実）**

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **（著作権等の保護及び利用）**

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **（国民の鑑賞等の機会の充実）**

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）**

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **（青少年の文化芸術活動の充実）**

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **（学校教育における文化芸術活動の充実）**

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **（劇場、音楽堂等の充実）**

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **（美術館、博物館、図書館等の充実）**

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### **（地域における文化芸術活動の場の充実）**

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

### （情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けられることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

### （関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

### （顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

### （政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

### （地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

## 附 則

### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する

### （文部科学省設置法の一部改正）

2 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」を「文化芸術振興基本法（平成十三年法律第四十八号）第七条第三項、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」に改める。